

竹原市第7期障害福祉計画

竹原市第3期障害児福祉計画

令和6年3月



竹原市障害者自立支援協議会
マスコットキャラクター かぐやパンダ

通うこころ かさなる笑顔
竹原市

ごあいさつ

本市では、「竹原市障害者計画」及び「竹原市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」に基づき、一人ひとりが障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、地域の中で認め支えあい、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、障害者施策に取り組んでまいりました。



この間、国においては、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する観点から、「重層的支援体制整備事業」が規定されました。

また、子どもたちの健やかな育ちを願い、すべての子どもが地域の中で共に暮らす社会の実現に向けて、令和3年度に「医療的ケア児推進法」が施行、令和4年度には「児童福祉法」が改正され、障害のある児童の多様化するニーズにきめ細かく対応するための支援の拡充が図られています。

人口減少や少子高齢化が進む中、障害のある人の高齢化・障害の重度化へ対応するための社会資源の問題、障害のある子どもを長年支えてきた親等の介護者の高齢化に伴う「親亡き後」問題、社会的孤立やダブルケア、8050問題など、地域における課題は複雑・複合化しています。そのような中、すべての人が地域の中で安心して暮らしてけるよう、支えあいの輪を広げ、本人はもちろん家族に対する支援にも重点を置いた取組を進めていく必要があります。

この度、本市における障害福祉サービスや障害児通所支援等の具体的な数値目標や見込量等を定めた「竹原市第7期障害福祉計画」、「竹原市第3期障害児福祉計画」を一体的に策定しました。今後は、この計画に基づき、竹原市障害者自立支援協議会を中核として、保健・医療・福祉・教育・就労などの各関係機関・団体の皆様と更なる連携を図り、市民一人ひとりが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域で役割を持って互いに助け合い、支えあう共生社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様にはより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、竹原市障害者自立支援協議会の皆様をはじめ、障害福祉に関するアンケートやヒアリング調査、パブリックコメント等の実施において、貴重なご意見や多大なるご協力をいただきました皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

竹原市長 今菜敏彦

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の性格	1
第3節	国の動向（令和3年度以降）	3
第4節	国の基本指針等	4
第5節	国の基本指針の主なポイント	5
第6節	計画の基本的な考え方	7
第7節	計画の策定体制	8
第2章	第7期障害福祉計画	9
第1節	第6期障害福祉計画の実績と評価	9
第2節	令和8年度に向けた成果目標	12
第3節	障害福祉サービスの見込量（活動指標）と確保の方策	17
第4節	地域生活支援事業の見込量と確保の方策	27
第3章	第3期障害児福祉計画	30
第1節	第2期障害児福祉計画の実績と評価	30
第2節	令和8年度に向けた成果目標	31
第3節	障害児通所支援等の見込量及び確保方策	33
第4章	計画の推進体制	36
第1節	P D C Aサイクルの推進	36
第2節	当事者参画の推進	37
第3節	計画の普及・啓発	37
第4節	計画の進行管理と評価	37
第5章	資料編	38
	障害福祉制度の流れ（近年の国の動向）	38
	竹原市障害者自立支援協議会	39
	計画策定の経過	42
	障害のある人の現状	43
	アンケート結果からみる状況	50
	ヒアリング結果からみる状況	69

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、令和3年3月に障害者施策全般に係る理念や基本的指針、障害福祉サービス等の方向性を示すものとして、「竹原市障害者計画、竹原市第6期障害福祉計画及び竹原市第2期障害児福祉計画」を策定し、障害のある人が地域で安心して暮らし、自立を支援できるような障害福祉サービスの充実等に取り組んできました。

この度、障害福祉サービスの必要量及び確保のための方策等を定めた「竹原市第6期障害福祉計画及び竹原市第2期障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度で終了するため、国の障害施策の動向や基本指針及び本市の障害者を取り巻く現状を踏まえ、現行計画で設定した成果目標、障害福祉サービス等の進捗状況等の評価を行い、令和8年度を最終目標年次とした成果目標、障害福祉サービス等の見込量等を設定し、その実現に向けた推進を含めた「竹原市第7期障害福祉計画及び竹原市第3期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画の性格

（1）計画の対象

本計画の対象範囲は、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）及び難病患者その他心身の機能に障害がある人であって、障害や社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人を対象とします。

（2）計画の期間

「竹原市第7期障害福祉計画」及び「竹原市第3期障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までを計画期間として策定します。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
竹原市障害者計画	前計画	現行計画					次期計画			
竹原市障害福祉計画	第5期	第6期		第7期(本計画)			第8期			
竹原市障害児福祉計画	第1期	第2期		第3期(本計画)			第4期			

第1章 計画策定にあたって

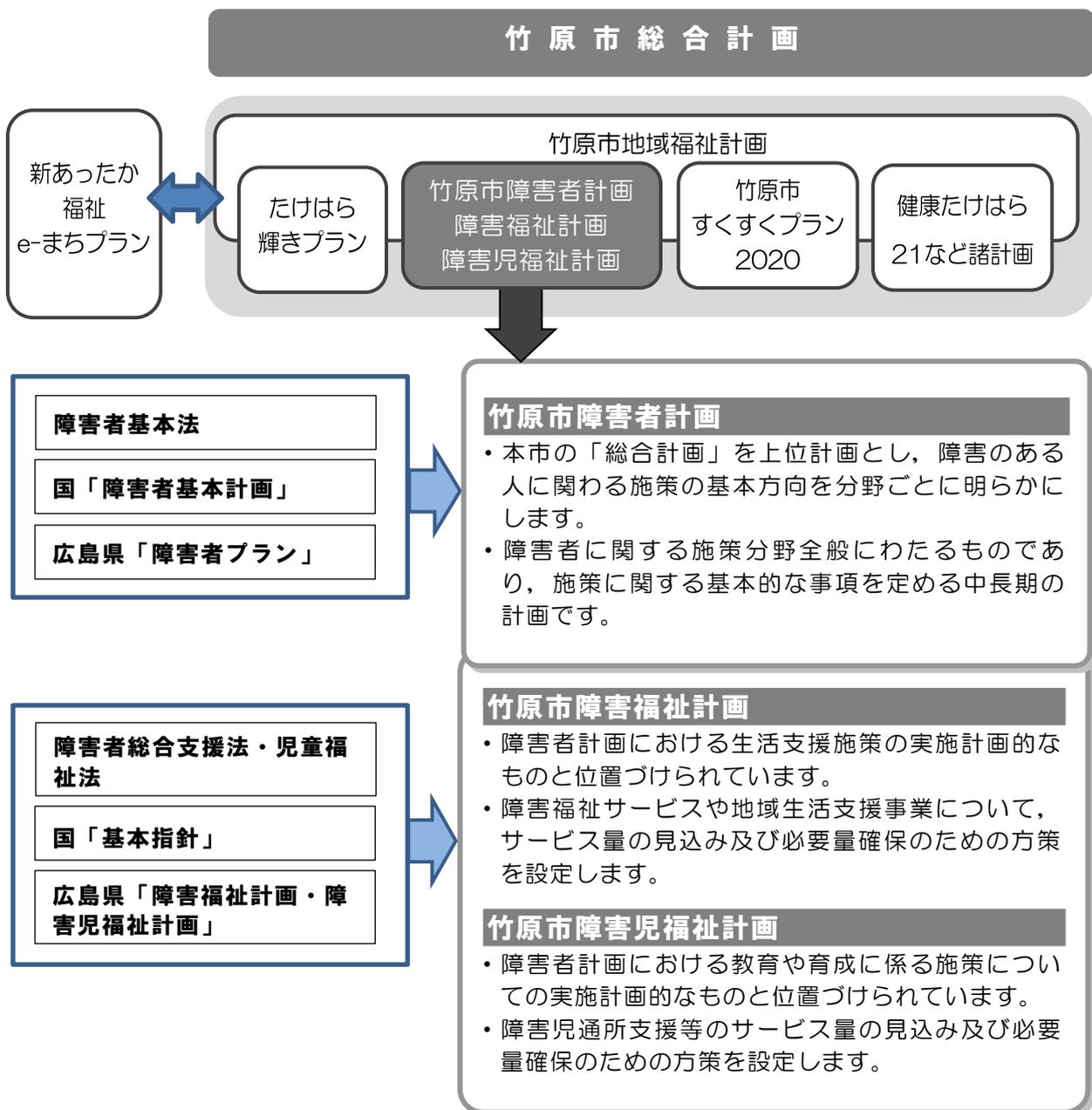
(3) 計画の位置づけと役割

「竹原市第7期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

「竹原市第3期障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものです。

本計画はこれら2つの計画を一体的に策定します。

■「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の位置づけ■



第3節 国の動向（令和3年度以降）

「竹原市第6期障害福祉計画及び竹原市第2期障害児福祉計画」（令和3年3月策定）以降における国の障害者施策の動向では、令和3年度に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する観点から、「重層的支援体制整備事業」が規定されました。この事業は、属性・世代を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援をするため、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業を一体的に実施することを可能にするものです。また、同じく令和3年には、障害のある人もない人も平等に生活できる社会の実現に向け、その障壁となるものを取り除くことの推進に向け「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が改正され、令和6年4月から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されることになりました。

令和4年には、医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止することを目的とし、「医療的ケア児支援法」が施行され、保育所、認定こども園や放課後児童健全育成事業、学校での医療的ケア児の受け入れに向けて支援体制が拡充されることになりました。

また、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とし、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年に施行され、障害の種類・程度に応じた手段の選択、地域にかかわらず等しく情報取得を可能とすること等の推進が示されました。

次いで、令和5年には、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）を目指し、「障害者基本計画（第5次）」が施行され、地域共生社会の実現に向けた、障害者施策の基本的な方向が示されました。

また「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令和6年4月施行）では、グループホームの支援の追加、地域生活支援拠点等の機能の充実、協議会の守秘義務などの地域生活の支援体制の充実、就労アセスメントを活用した就労選択支援の創設、短時間就労者の実雇用率の対象化などの就労機会の拡大、精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備などが示されています。

令和5年から、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けこども家庭庁が創設されました。障害児支援については、新たな推進体制のもと、様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援等を行うために、保健、医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、一貫した支援を提供する体制の構築に取り組むものとされています。

第4節 国の基本指針等

市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたって、国が令和5年5月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）では、次のような基本的な理念を掲げるとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方が示され、市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画において数値目標を設定し、計画的な整備を行うことを求めています。

基本的理念

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保・定着
7. 障害者の社会参加を支える取組

障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1. 相談支援体制の充実・強化
2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
3. 発達障害者等に対する支援
4. 協議会の活性化

障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1. 地域支援体制の構築
2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
3. 地域社会への参加・包容（インクルージョン[※]）の推進
4. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
5. 障害児相談支援の提供体制の確保

※インクルージョン：障害のある人が社会の中で当然に存在し、障害の有無にかかわらず誰もが排除されず、分離・隔離されずに共に生きていく社会こそが自然な姿であり、誰にとっても生きやすい社会であるとの考え方。

第5節 国の基本指針の主なポイント

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に対する「基本指針」の主なポイントは下記のとおりです。

○ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援など、地域ニーズ対応
- ・ 強度行動障害者等への支援体制充実
- ・ 地域生活支援拠点等の整備努力義務化
- ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望実現に向けた支援

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性

○ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標を設定
- ・ 就労選択支援の創設への対応について活動目標を設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・ 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

○ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・ 地域におけるインクルージョンの推進
- ・ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標を設定
- ・ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標を設定

○ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・ 市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・ 市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・ 強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言を推進

○ 地域における相談支援体制の充実・強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組推進
- ・ 地域づくりに向けた協議会の活性化

○障害者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携推進

○地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制構築推進

○障害福祉サービス等の質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた取組
- ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

○障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担軽減の推進
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等ニーズ把握の推進

○障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

○障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した体制整備

第6節 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

竹原市では令和3年3月に策定した竹原市障害者計画において、包括的な支援を竹原市全体で行うために、地域で相互に理解し、共に支えあう地域体制づくりに重点を置き、「ともに生きるまち」から、誰もが生きがいを感じられる「ともに支えるまち」へと深化させ、「一人ひとりが障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、地域の中で認め支えあい、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる『共生社会』」を実現することとし、基本理念、目指す姿を設定しました。本計画においては、計画の基本的な考え方として、上位計画である竹原市障害者計画の基本理念、目指す姿を踏まえ、計画を策定するものとします。

【基本理念】

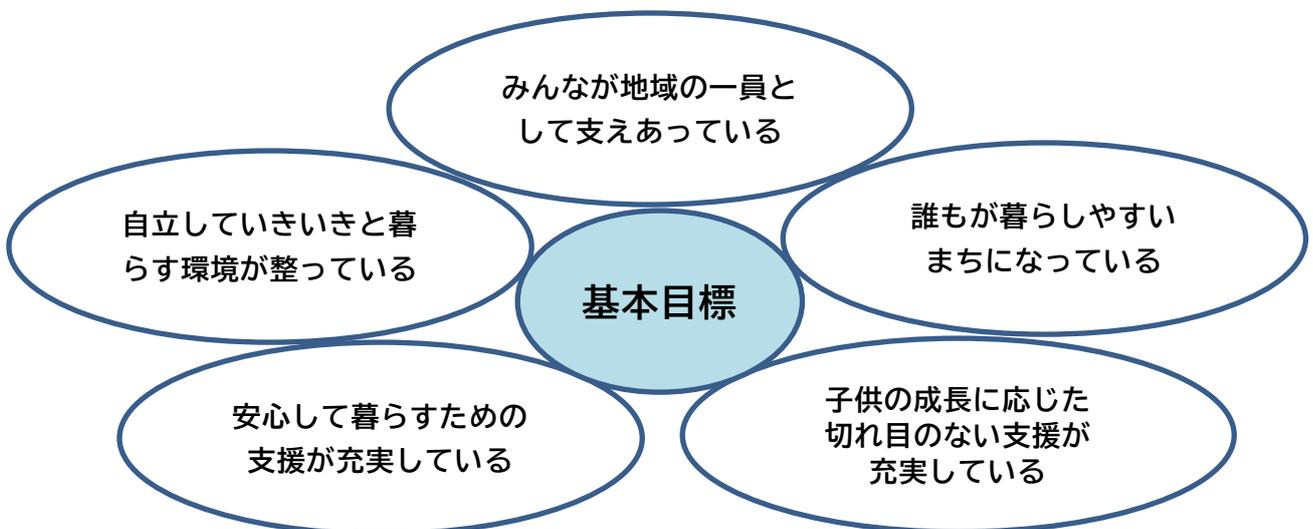
一人ひとりが障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、地域の中で認め支えあい、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現

『目指す姿』

通うところ かさなる笑顔 竹原市

“通うところ”は、障害のあるなしにかかわらず、地域の一員として共に認めあうことを、“かさなる笑顔”は、市民一人ひとりの優しさが重なり合い、地域で必要な支援を得ながら、仕事やスポーツ・文化芸術活動などの活動によって生きがいを持ち、安心して暮らす社会を表現しています。

竹原市は、地域の中で互いに助け合い、支えあう共生社会の実現を目指します。



第1章 計画策定にあたって

『共生社会』の実現に向けて、本市では、第3次竹原市地域福祉計画において、誰一人孤立させないためのプロジェクトとして、「地域まるごと支え合いネットワークの構築」を示しました。これは、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしつつ、「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するもので、令和5年までの移行準備期間を終え、令和6年4月から本格稼働します。

第7節 計画の策定体制

(1) 竹原市障害者自立支援協議会等での審議

計画策定にあたっては、「竹原市障害者自立支援協議会」において、(2)、(3)のアンケート調査など各種調査の実施内容や結果、計画内容などを検討しました。

(2) 障害者及び住民意見の聴取

障害のある人の生活状況やニーズを把握するため、障害者手帳所持者及び障害のある児童を対象としたサービス利用者に、「竹原市の障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。また、18歳以上の市民に対し、日ごろの障害のある人との関わりや取り組むべき施策についての意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。

(3) サービス提供事業者及び団体調査の実施

現在のサービス提供状況や課題、今後のサービス提供意向等を把握するため、市内27か所のサービス提供事業所へヒアリングシートによる調査を行いました。また、障害福祉に関わる団体、就労支援機関及び障害児支援機関に対し、現状や課題を把握するため、同様にヒアリングシートによる調査を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

令和5年12月27日(水)から令和6年1月26日(金)までの期間、市役所庁舎やホームページなどにおいて計画案を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

第2章 第7期障害福祉計画

第1節 第6期障害福祉計画の実績と評価

成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【目標と実績】

国の基本指針に則り、令和元年度末時点における施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数を2人（3.4%）以上とし、令和5年度末の施設入所者については、令和元年度末時点の56人を超えないことを目標としました。

項目	実績		目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活移行者数	0人	0人	
地域生活移行者数(累計)	0人	0人	2人
施設入所者数	57人	58人	56人
施設入所者の削減数	-1人	-2人	0人

【評価】

関係機関と連携し、地域生活への移行、高齢者施設への移行やグループホームへの移行が可能な人の把握に努めましたが、令和4年度までに地域生活へ移行した人数は0人でした。また、施設入所者は令和4年度は58人で、削減数は-2人（2人増加）となっています。介護者の高齢化や障害の重度化、障害児の施設から成人の施設への移行など引き続き施設入所者が増加する要因への対応とともに、地域生活への移行の環境整備に取り組んでいきます。

成果目標2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【目標と実績】

国の基本指針に則り、地域生活支援体制の機能充実のため、障害者自立支援協議会地域生活支援拠点等整備ワーキンググループにおいて定期的に運用状況を確認し検討及び検証を行い、機能の充実・強化を目標としました。

項目	実績		目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
運用状況の検証及び検討回数	1回	1回	1回

【評価】

障害者自立支援協議会生活支援拠点等整備ワーキンググループで年3～4回、緊急時の受け入れ対応及び体験の機会・場の提供体制の強化を図るため、事例検討や取組についての協議を行いました。各年度末には運用状況の確認・検証を行いました。

成果目標3 福祉施設から一般就労への移行

【目標と実績】

国の基本指針に則り、令和5年度に福祉施設から一般就労へ移行する人数は6人、その内訳として、就労移行支援の利用者数1人、就労継続支援A型の利用者4人、就労継続支援B型の利用者1人、就労定着支援事業の利用者数2人とすることを目標にしました。

また、就労定着支援事業における就労定着率8割以上の事業所の割合は、市内に就労定着支援事業所が0か所であることから目標は0%となっていました。

項目	実績		目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般就労移行者数	5人	2人	6人
就労移行支援	4人	1人	1人
就労継続支援A型	0人	0人	4人
就労継続支援B型	0人	1人	1人
一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	1人	0人	2人
就労定着支援事業所数(C)	0か所	0か所	0か所
Cのうち就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	0%	0%	0%

【評価】

福祉施設から一般就労への移行について、令和3～4年度における実績は7人でした。その内訳として、就労移行支援事業の利用者5人、就労継続支援B型の利用者1人、就労定着支援の利用者1人でした。目標の数値を下回っているものもありますが、この期間、新型コロナウイルス感染症による、利用控えもあり利用実績が少なくなっていました。

今後の就労定着率の向上に対し、市内事業者等に就労定着支援への取組等の理解と協力を進めていきます。

成果目標4 相談支援体制の充実・強化等

【目標と実績】

総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化を図るため、委託相談支援事業所と連携を図り、相談支援体制の充実・強化を実施する体制確保を目標としました。

項目	実績		目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	有	有	有

【評価】

委託相談支援事業所において、地域の相談支援事業所に専門的な指導・助言を行うとともに、障害者自立支援協議会で事例検討や研修会を行い、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保しました。今後も引き続き、機能の充足のため運用状況の確認・検証を行い、関係機関との連携を図ります。

成果目標5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【目標と実績】

市職員が障害福祉サービス等に係る研修へ積極的に参加するとともに、障害のある人等が真に必要とする障害福祉サービスを適切に提供できるよう障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築を目標としました。

項目	実績		目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	無	有	有

【評価】

広島県が実施する研修に市職員が参加し、障害者総合支援法の具体的内容の理解促進を図った。障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を分析・共有し、事務負担軽減を図りました。

第2節 令和8年度に向けた成果目標

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応する必要があります。この計画においては、令和8年度を目標年度として、国の指針を踏まえ、竹原市第7期障害福祉計画の実績や地域の実情に応じて、次のように成果目標を設定します。

成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行する。
- ・施設入所者数を令和4年度末時点から令和8年度末までに5%以上削減することを基本とする。

【目標の設定】

竹原市第6期障害福祉計画の実績や、障害のある人を対象としたアンケート調査の地域生活へ移行ニーズ等や本市の実情を踏まえ、令和8年度末時点までに地域生活へ移行する人数を2人(3.4%)とし、令和8年度末の施設入所者数は令和4年度末時点の施設入所者の58人から2人削減し、56人を目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】施設入所者数(A)	58人	令和5年3月末の数
令和8年度施設入所者数(B)	56人	令和8年度末時点の利用人数を見込む
【目標値】削減見込(A-B)	2人	差引増減見込数
【目標値】地域生活移行者数	2人	令和8年度末までに施設から地域移行する者の数(累計)

成果目標2 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の状況

【国の指針】

- ・令和8年度までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進める。また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【目標の設定】

令和2年度に構築した地域生活支援体制の機能充実のため、障害者自立支援協議会地域生活支援拠点等整備ワーキンググループにおいて定期的に運用状況を確認し検討及び検証を行い、機能の充実・強化を図ります。

項目	【実績】 令和 4年度	【目標値】 令和 8年度	国の指針
地域生活支援拠点等の設置状況	有	有	市で設置
コーディネーターの配置人数	3人	3人	配置済
地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	13人	13人	配置済
運用状況の検証及び検討	1回	1回	年1回以上
地域生活支援拠点等における効果的な支援体制の構築	有	有	構築済
地域生活支援拠点等における緊急時の連絡体制の構築	有	有	構築済

(2) 強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備

【国の指針】

- ・令和8年度までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【目標の設定】

「強度行動障害を有する障害者に関するニーズ把握等の実施」については、障害者アンケート調査での回答者属性に追加し、クロス集計を行いました。また、障害福祉サービス提供事業所等へのヒアリングにおいても、強度行動障害者の利用人数と受け入れに関する課題について調査しました。実際に受け入れた実績のある施設・事業所及び相談支援事業所からの事例を共有できる体制を構築します。

項目	【実績】 令和 4年度	【目標値】 令和 8年度	国の指針
強度行動障害を有する障害者に関するニーズ把握等の実施	無	有	各市町実施
強度行動障害を有する障害者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備	無	有	各市町(圏域可)実施

成果目標3 福祉施設から一般就労への移行等

【国の指針】

- ・福祉施設利用者のうち、令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上及び概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- ・就労定着支援事業所の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・就労移行支援事業所のうち就労移行支援業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
- ・就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。

【目標の設定】

福祉施設から一般就労の移行の実績については、就労移行支援を使って一般就労に移行した人が令和2～4年度までの平均実績は3人未満でした。障害者アンケート調査より、「就労移行支援」、「就労定着支援」については、「現在利用している」よりも、「利用していないが、今後3年以内に利用したい」が上回っていました。また、利用実績では、「就労移行支援」は増加傾向、「就労定着支援」は横ばいとなっています。このため、「就労移行支援」、「就労定着支援」については、令和2～4年度の平均実績を上回る目標値を設定しました。「就労継続支援事業A、B型」については、実績がないため1人としました。具体的な方策として、障害者アンケート調査でも、必要な就労支援については、「働く場所の開拓」が約半数を占めており、就労受け入れ先が大きな課題となっていたため、今後もハローワークとの連携及び、企業への関心、理解の推進を図ります。

就労移行支援事業については、就労移行支援事業所数が令和5年度時点で1か所であり、令和8年度末においても1箇所と見込んでいます。当該事業所における利用終了者に占める一般就労移行者数の割合は、令和3年度末では5割未満でしたが、令和8年度末には、5割以上となることを見込んでいます。福祉施設から一般就労への移行への方策同様、受け入れ先の確保を進め、ハローワークとの連携及び、企業への関心、理解の推進を図ります。

就労定着支援事業については、就労定着支援事業所が参入するだけのニーズが見込めないため事業所数を0か所としています。

項目	【実績】 令和3年度	【目標値】 令和8年度	国の指針
福祉施設※からの一般就労移行者数	4人	5人	1.28倍
就労移行支援事業	4人	3人	1.31倍
就労継続支援A型事業	0人	1人	1.29倍
就労継続支援B型事業	0人	1人	1.28倍
就労定着支援事業の利用者数	1人	2人	1.41倍
就労移行支援事業所数(A)	1か所	1か所	
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数(B)	0か所	1か所	
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合(B/A)	0%	100%	50%以上
就労定着支援事業所数(C)	0か所	0か所	
就労定着支援事業利用終了者に占める就労定着率が7割以上となる事業所数(D)	0か所	0か所	
就労定着率が7割以上となる事業所の割合(D/C)	0%	0%	25%以上

※福祉施設=就労移行支援、就労継続支援(A・B)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

成果目標4 相談支援体制の充実・強化等

【国の指針】

- ・令和8年度末までに各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【目標の設定】

本市には身体、精神、知的障害それぞれに強みを持つ相談支援事業所があり、連携して基幹相談支援機能強化の役割を果たしています。出向等で1箇所に集約することは運営上難しいと考えており、現時点では相談支援事業所間の連携により、相談支援体制の強化を図ります。

第2章 第7期障害福祉計画

項目	【実績】 令和 4年度	【目標値】 令和 8年度	国の指針
基幹相談支援センターの設置	無	有	各市町設置
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	無	有	各市町確保
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行うために必要な協議会における検討体制の確保	有	有	各市町確保

成果目標5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の指針】

- ・令和8年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【目標の設定】

市職員が障害福祉サービス等に係る研修へ積極的に参加するとともに、障害のある人等が真に必要とする障害福祉サービスを適切に提供できるよう障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の充実を図ります。

項目	【実績】 令和 4年度	【目標値】 令和 8年度	国の指針
障害福祉サービス等の質を向上するための取組を実施するための体制の構築	有	有	各市町構築



第3節 障害福祉サービスの見込量（活動指標）と確保の方策

障害のある人が、いつまでも地域で安心して生活できるようにするため、障害福祉サービスの充実に引き続き取り組むことが重要です。

アンケート調査では、障害のある人の約8割が地域での暮らしを希望しており、希望する生活のために必要な支援として「必要な在宅サービスが適切に利用できること」への回答が最も多くなっていました。地域での生活において必要な支援として、住みやすい住居の確保や在宅での医療ケア、在宅サービスの充実が求められています。

こうしたアンケート調査結果や障害福祉サービス等の社会資源及び竹原市第6期障害福祉計画の実績等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの各年度における障害福祉サービス等のサービス量を見込み、その確保に取り組みます。

（1）訪問系サービス

① サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	障害のある人の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、相談、援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、掃除等の家事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護、その他行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護が必要な障害のある人で、その介護の必要な程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

第2章 第7期障害福祉計画

②見込量

居宅介護では、令和3年度から令和5年度にかけてサービス利用実績が増加しているため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

重度訪問介護、同行援護、行動援護は、今後も一定のサービス利用があると考えて3年間一定の見込量を設定します。

サービス名	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	時間/月	496	767	513	795	811	827
	人/月	29	32	34	40	41	42
居宅介護	時間/月	496	508	394	533	549	565
	人/月	29	31	33	33	34	35
重度訪問介護	時間/月	0	259	119	230	230	230
	人/月	0	1	1	1	1	1
同行援護	時間/月	0	0	0	12	12	12
	人/月	0	0	0	3	3	3
行動援護	時間/月	0	0	0	20	20	20
	人/月	0	0	0	3	3	3
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和3～4年度は3月実績。令和5年度は9月実績。以下同様。

③見込量確保のための方策

増加傾向にある見込み量を確保できるよう、サービス提供に関わる事業所・人材を育成するため、技術・知識の向上を目的とした研修会等の情報提供を行うなど、より質の高いサービスを提供できるように支援します。事業所ヒアリングにおいても職員不足が課題になっているため、新規採用や職員定着に向けた支援にも取り組みます。また、高齢の障害のある人が切れ目なく必要な支援を受けられるよう、介護保険制度に基づくサービスとの連携の強化を図ります。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	昼間、常時介護が必要な障害のある人に対し、施設等において食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障害のある人に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障害のある人に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行います。

第2章 第7期障害福祉計画

②見込量

これまでの利用実績及び令和5年度の見込みをもとに第7期の見込み量を設定しました。生活介護は、サービス利用実績が増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。

就労継続支援B型は、コロナ禍の影響もあり、令和2年度以降減少傾向にありましたが、利用の回復と今後のニーズを反映し、増加を見込んでいます。

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、短期入所（福祉型）は、実績値の増減がありますが、個別に状況を勘案し見込量を設定しています。

サービス名	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	1,778	1,862	1,823	1,911	1,953	1,996
	人/月	82	87	91	91	93	95
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	23	0	0	23	23	23
	人/月	1	0	0	1	1	1
自立訓練 （生活訓練）	人日/月	50	13	10	58	58	58
	人/月	3	1	1	4	4	4
就労移行支援	人日/月	78	141	148	148	148	148
	人/月	4	8	8	8	8	8
就労継続支援A型	人日/月	272	200	244	274	337	337
	人/月	13	9	12	13	16	16
就労継続支援B型	人日/月	1,919	2,004	1,963	2,478	2,478	2,478
	人/月	98	102	104	128	128	128
就労定着支援	人/月	2	2	2	2	2	2
療養介護	人/月	14	13	13	13	13	13
短期入所 （福祉型）	人日/月	125	82	130	143	143	143
	人/月	16	16	20	22	22	22
短期入所 （医療型）	人日/月	0	6	3	6	6	6
	人/月	0	1	1	1	1	1

③見込量確保のための方策

今後もサービス必要量の把握に努め、サービス提供体制の充実・強化を図り、障害特性や、ライフステージに応じた日中活動の場を提供します。また、人材を育成するため、技術・知識の向上を目的とした研修会等の情報提供を行うなど、より質の高いサービスを提供できるように支援します。特に、職員不足が課題になっているため、新規採用や職員定着に向けた支援にも取り組みます。

(3) 居住系サービス

①サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障害のある人で一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人が、夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助及び食事や入浴、排せつの介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

②見込量

自立生活援助は市内、近隣市に事業所がないため、利用はありませんでした。

共同生活援助（グループホーム）は、介護者の高齢化などに伴い今後ニーズが増えるものと考え見込量を設定しました。施設入所支援は、これまでの利用実績及び令和5年度の見込みのもと、国の指針を踏まえて、地域移行の目標に合わせ令和8年度には、令和4年度から2人減の56人と見込量を設定しました。

サービス名	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	37	38	39	39	40	41
共同生活援助の 定員数 ^{※1}	人				53	53	53
施設入所支援	人/月	57	58	57	58	57	56

※1:第7期からの新規活動指標。

第2章 第7期障害福祉計画

③見込量確保のための方策

施設入所支援については、障害のある人の高齢化、重度化が進んでいることもあり、施設入所を希望する人が増えている現状ですが、現状のサービス支援体制を確保しながら、国の指針を踏まえた成果目標に沿って地域生活への移行を進めます。地域生活への移行を進めるにあたっては、共同生活援助（グループホーム）の設置の推進、体験利用や相談等の支援を行います。また、地域移行支援との連携強化も推進します。

（４）相談支援

①サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人を対象に、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人や一人暮らしへと移行した障害のある人などが、安定的に地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談対応などの必要な支援を行います。

②見込量

計画相談支援は、令和3年度から令和5年度にかけて利用が増加しており、障害福祉サービス受給者の伸び等も踏まえ見込量を設定しました。また、施設や精神科病院等からの地域生活への移行を支援するため、地域移行支援と地域定着支援の利用も見込んでいます。

サービス名	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	53	57	57	60	63	65
地域移行支援	人/月	0	1	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	0	1	1	1	1

※令和5年度は、9月までの実績から推計。

③見込量確保のための方策

障害のある人の自立した生活を支援し、適切なサービス利用ができるよう、相談支援の質を向上するための人材育成、関係機関との連携の強化を図ります。地域移行支援及び地域定着支援については、精神障害者地域包括ケアシステムワーキングにおいて精神科病院等に入院している人のニーズに対応できるよう利用意向の把握に取り組みます。

(5) 地域生活支援拠点等の状況

竹原市に設置する障害者自立支援協議会地域生活支援拠点等整備ワーキンググループにおいて、コーディネーターを3人配置し、地域生活支援拠点等の機能充実のため、支援の実績等を踏まえた検証及び検討を毎年1回行います。

活動指標	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置状況※ ¹	か所				1	1	1
コーディネーター配置人数※ ¹	人				3	3	3
支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数※ ¹	回				1	1	1

※1:第7期からの新規活動指標。

(6) 発達障害者等に対する支援

発達障害者及び発達障害児の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子供の発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制について、既存の民間の支援機関等と役割分担の上、官民連携の支援体制を構築します。

活動指標	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	0	0	0	3	3	3
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数※ ¹	人				1	2	2
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	3	5	5
ペアレントメンターの人数※ ²	人	2	2	1			

※1:第7期からの新規活動指標。

※2:第6期までの活動指標。

第2章 第7期障害福祉計画

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場

保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等が参加する協議の場を開催し、精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができる環境づくりを推進します。

活動指標	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数	回	6	12	12	12	12	12
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	10	11	15	15	15	15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設置及び評価の実施回数	回	1	1	1	1	1	1

②精神障害者の相談支援、居住系サービスの利用

現在の実績をもとに、精神病床に入院している精神障害のある人の地域移行が進むことを見込んで、相談支援、居住系サービスの見込量を設定します。

活動指標	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人/月	0	1	1	1	1	1
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人/月	1	0	1	1	1	1
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人/月	14	14	13	15	15	15
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障害者の自立訓練(生活援助)の利用者数 ^{※1}	人/月				1	1	1

※1:第7期からの新規活動指標。

(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組

本市には身体、精神、知的障害それぞれに強みを持つ相談支援事業所があり、連携して基幹相談支援機能強化の役割を果たしています。

引き続き委託相談支援事業所の機能強化に努め、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援事業者や支援者への専門的な指導・助言、人材育成の支援、相談機関との連携強化の取組を実施し、地域全体の支援力の向上を図ります。

活動指標	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的相談支援の実施の有無 ^{※2}	有無	有	有	有			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ^{※2}	件/年	7	0	8			
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ^{※2}	件/年	11	22	18			
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数 ^{※2}	回/年	68	90	90			
基幹相談支援センターの配置	か所	0	0	1	1	1	1
基幹相談支援センターにおける地域の相談事業所に対する専門的な指導・助言件数 ^{※1}	回/年				10	10	10
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ^{※1}	件				20	20	20
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数 ^{※1}	回				95	95	95
基幹相談支援センターにおける個別事例の支援内容の検証の実施回数 ^{※1}	回				12	12	12
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 ^{※1}	人				3	3	3
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討回数 ^{※1}	回				20	20	20
協議会における参加事業者・機関数 ^{※1}	機関				43	44	45
協議会における専門部会の設置 ^{※1}	有無				有	有	有
協議会における専門部会の実施回数 ^{※1}	回				38	38	38

※1:第7期からの新規活動指標。

※2:第6期までの活動指標。

第2章 第7期障害福祉計画

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の多様化やサービス事業所の増加に伴い、障害のある人等が真に必要なとする障害福祉サービスを適切に提供できているかを検証するなど、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の充実に向けて取り組みます。

活動指標	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を事業所等と共有する体制の有無及びその実施回数	有無	体制無	体制有	体制有	体制有	体制有	体制有
	回	0	1	1	1	1	1

第4節 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

地域生活支援事業は、障害のある人や児童が地域で自立した日常生活や社会生活などを営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況等に応じて、柔軟に実施する事業です。

これまで実施してきた事業の実績やニーズなどを踏まえ、計画的・効果的に取り組みます。

①事業の内容

種別	事業名	内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
	自発的活動支援事業	障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、社会活動、ボランティア活動など)を支援します。
	相談支援事業	障害のある人等に対応した一般的な相談支援を行います。地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせて利用を促すコーディネート機能が重要となります。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人や精神障害のある人に対し、申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害によって、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳等の方法により、障害のある人等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行います。
	日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。
	移動支援事業	地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外での移動が困難な障害のある人のために、外出のための支援を行います。一人で外出することが困難な障害のある人の余暇活動等、社会参加のための移動を支援します。
任意事業	地域活動支援センター事業	障害のある人の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域生活支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会の提供などを行います。
	福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情等の理由で、家族との同居や住居の確保が困難な障害のある人(常時の介護や医療を必要とする場合を除く)に対し、低料金で居室や設備を提供します。
	日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障害のある人や児童の日中における活動の場を提供します。

第2章 第7期障害福祉計画

②見込量

住宅入居等支援事業について体制の構築を図ります。

その他の地域生活支援事業については、今後も一定の利用があると考えて3年間一定の見込量を設定します。

事業名		単位	第6期実績			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施か所数	3	3	3	3	3	3
	基幹相談支援センター設置	設置の有無	無	無	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有
成年後見制度利用支援事業		実利用人数(人/年)	0	3	1	3	3	3
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	無	無	無	有
支援事業 意思疎通	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数(件/月)	1	1	1	2	2	2
	手話通訳者設置事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付件数/年	3	1	0	2	2	2
	自立生活支援用具	給付件数/年	5	7	0	4	4	4
	在宅療養等支援用具	給付件数/年	1	0	4	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	9	5	1	4	4	4
	排泄管理支援用具	給付件数/年	867	765	823	850	850	850
	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	給付件数/年	0	1	1	1	1	1

事業名	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	登録者数 (人/年)	4	0	3	0	3	0
移動支援事業	実利用者数 (人/月)	8	10	10	10	10	10
	延利用時間 数(時間/ 月)	38	47	45	45	45	45
地域活動支援センター事業	か所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 (人/月)	71	61	70	70	70	70
福祉ホーム事業	か所数	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	1	1	0	1	1	1
日中一時支援事業	実利用者数 (人/月)	21	24	26	27	28	29
	延利用日数 (日/月)	294	228	312	317	329	341

※竹原市では福祉ホームは運営しておらず、他市町が運営している福祉ホームへの入居者を見込んでいます。

※令和5年度は、9月までの実績から推計。

③見込量確保のための方策

障害のある人が年齢や障害種別にかかわらず、身近に相談でき、適切な支援に繋がるよう、相談支援事業を円滑に実施するとともに、地域におけるネットワークを最大限に活かし、障害者自立支援協議会等による関係機関との連携を強化します。

日常生活用具給付等事業及び日中一時支援事業については、増加すると見込んだ量を確保するため、提供体制を確保します。

手話奉仕員養成研修事業は引き続き実施し、人材の育成に取り組みます。

第3章 第3期障害児福祉計画

第1節 第2期障害児福祉計画の実績と評価

成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

【目標と実績】

国の基本指針に則り、障害児の地域支援体制の充実を図るため、令和5年度末時点までに、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に取り組むことを目標としました。

また、既に医療的ケア児支援のための圏域ブロック会議が設置されていましたが、より身近な地域での支援体制の構築に向け、市内での医療的ケア児支援の協議の場の設置に取り組むとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを活用した取組を進めていくこととしました。

項目	実績		目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センターの設置数	0か所	0か所	1か所
保育所等訪問支援を実施できる事業所の設置数	無	無	構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	0か所	0か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	0か所	0か所	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	設置済	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済	配置済	配置済

【評価】

市内に保育所等訪問支援、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所がないことから、利用希望があった場合に、近隣市町の事業所の紹介や現状のサービスによる代替利用等の相談ができるよう、利用希望者のニーズに対応できる体制づくりに取り組みました。

医療的ケア児等への支援に対しては、より身近な地域での支援体制の構築に向け、市内での医療的ケア児支援の協議の場の設置に取り組む必要があります。

第2節 令和8年度に向けた成果目標

障害児の健やかな育成を支援するため、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、医療的ケア児への支援など障害児支援の提供体制等を整備する必要があります。この計画においては、令和8年度を目標年度として、国の指針を踏まえ、竹原市第2期障害児福祉計画の実績や地域の実情に応じて、次のように成果目標を設定します。

成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
 - ・令和8年度末までに、保育所等訪問支援等を活用し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【目標の設定】

本市には障害児支援に強みを持つ相談支援事業所、障害児通所事業所があり、連携して児童発達支援センター機能強化の役割を果たしています。今後、障害児の地域支援体制の更なる充実を図るため、地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターに準じた位置づけを行い、さらなる機能の充実強化を図ります。

また、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、放課後等デイサービス事業所の確保についても取組みを進め、保育所等訪問支援等では、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）に向けた推進体制の構築を進めていきます。

そして、現在、医療的ケア児支援のための圏域ブロック会議が設置されていますが、より身近な地域での支援体制の構築に向け、市内での医療的ケア児支援の協議の場の設置に取り組むとともに、コーディネーターを活用した取組を進めていきます。

第3章 第3期障児福祉計画

項目	【実績】 令和 4年度	【目標値】 令和 8年度	備考
児童発達支援センターの設置数	0 か所	1 か所	各市町確保 (圏域可)
保育所等訪問支援を実施できる事業所の設置数	0 か所	1 か所	各市町確保
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	0 か所	0 か所	各市町確保 (圏域可)
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	0 か所	0 か所	各市町確保 (圏域可)
障害児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン)の推進体制の構築	0 か所	1 か所	各市町確保 (圏域可)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	有	各市町確保 (圏域可)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	5人	5人	各市町確保 (圏域可)

第3節 障害児通所支援等の見込量及び確保方策

障害のある児童とその家族が、身近な場所で障害種別や年齢別等のニーズに応じた支援を受けられることができるよう、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築が重要です。アンケート調査では、障害のある児童とその家族を対象とした設問において、通所型の施設やサービスについて、療養や発達のための訓練、専門的な相談・指導や友達づくりや色々な人との交流を希望する割合が高くなっています。

アンケート調査結果や障害児通所支援等の社会資源及び竹原市第2期障害児福祉計画の実績等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの各年度における障害児通所支援等のサービス量を見込み、その確保に取り組みます。

(1) 障害児通所支援等

① サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に対して、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障害児などの重度の障害のある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある児童に対して、児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用するすべての障害のある児童を対象に、給付決定又は給付決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとに障害児通所支援等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数	医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を総合調整する人のことです。

② 見込量

児童発達支援・放課後等デイサービスは利用希望が多いサービスのため、今後も一定のサービス利用があると考え見込量を設定します。保育所等訪問支援は利用者・利用希望者のニーズを踏まえ見込量を設定します。

第3章 第3期障児福祉計画

サービス名	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	80	80	67	80	83	83
	人/月	18	24	22	24	25	25
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0			
	人/月	0	0	0			
放課後等デイサービス	人日/月	233	243	225	241	320	400
	人/月	38	40	41	41	46	50
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	1	2	2	2
	人/月	0	0	1	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	8	8	9	9	9	9
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数	人	3	5	5	5	5	5

※医療型児童発達支援は、令和6年4月から児童発達支援に統合。

※障害児相談支援は9月までの実績から推計。

③見込量確保のための方策

市内の児童数は減少傾向にありますが、障害の早期発見・早期療育に取り組み、適切なサービス利用ができるよう関係機関の連携の強化を図ります。また、多様化する障害を見逃さず支援に繋ぐことのできる人材を育成するため、障害に対する知識を深めることを目的とした研修会等を行うなど、人材育成に取り組みます。

(2) 子供・子育て支援等の利用ニーズと提供目標

障害のある児童の子供・子育て支援等の利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、障害のある児童が希望に沿った利用ができるよう、保育所等における障害のある児童の受け入れの体制整備に取り組みます。

種別	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保育所・認定こども園	人	6	11	9	9	9	9
放課後児童健全育成事業	人	18	10	12	10	10	10

※令和5年度は、9月までの実績から推計。

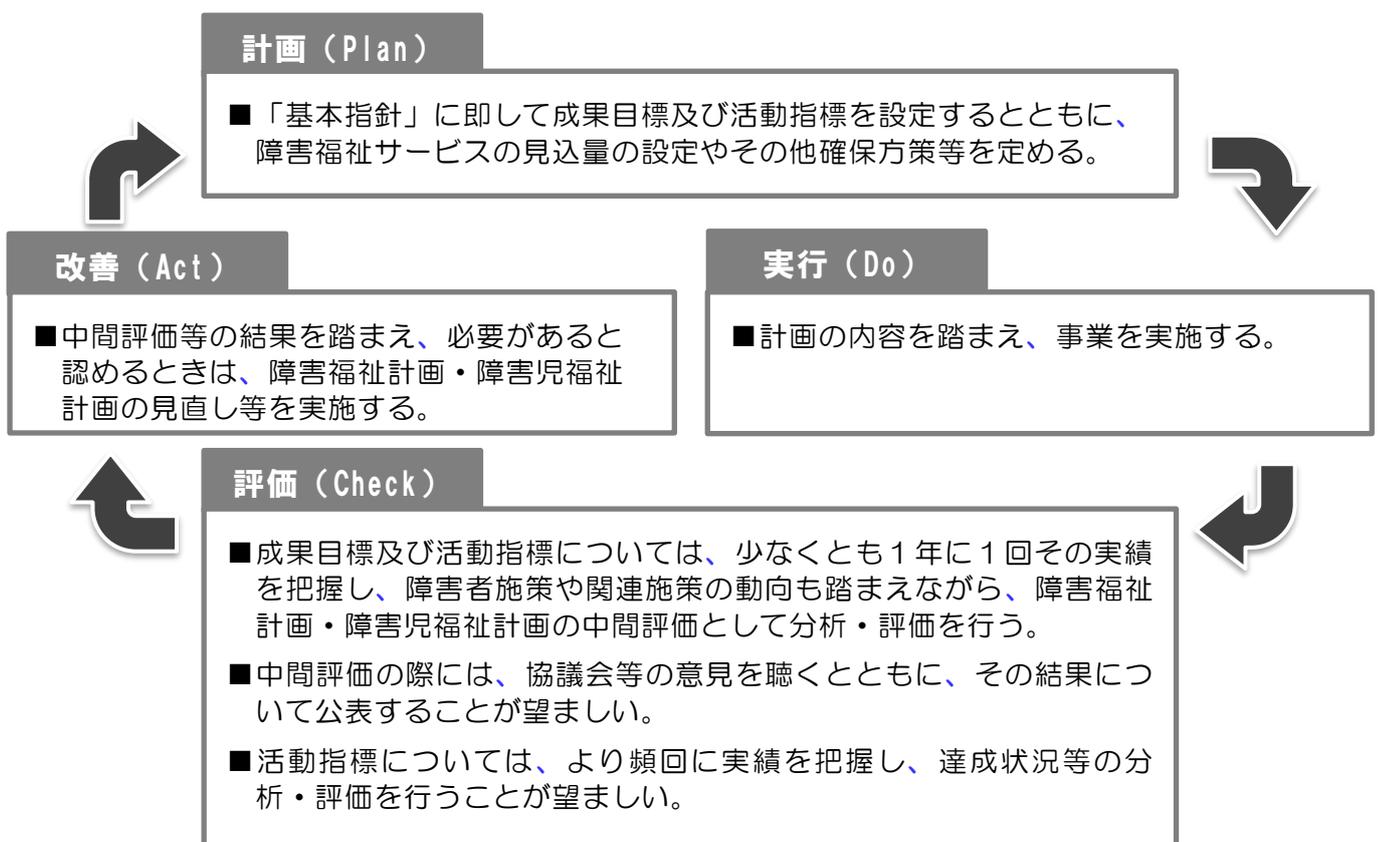


第4章 計画の推進体制

第1節 PDCAサイクルの推進

障害者計画の事業の進捗状況、障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標及び活動指標について、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

■PDCAサイクルのプロセスのイメージ



第2節 当事者参画の推進

障害者施策をはじめ、各分野の政策・方針を検討する際には、障害のある人の視点からより暮らしやすいまちづくりを進めていくため、各種審議会や委員会などへの障害のある人の積極的な参画を図り、障害のある人やその家族の意見が反映できるような体制づくりを進めます。

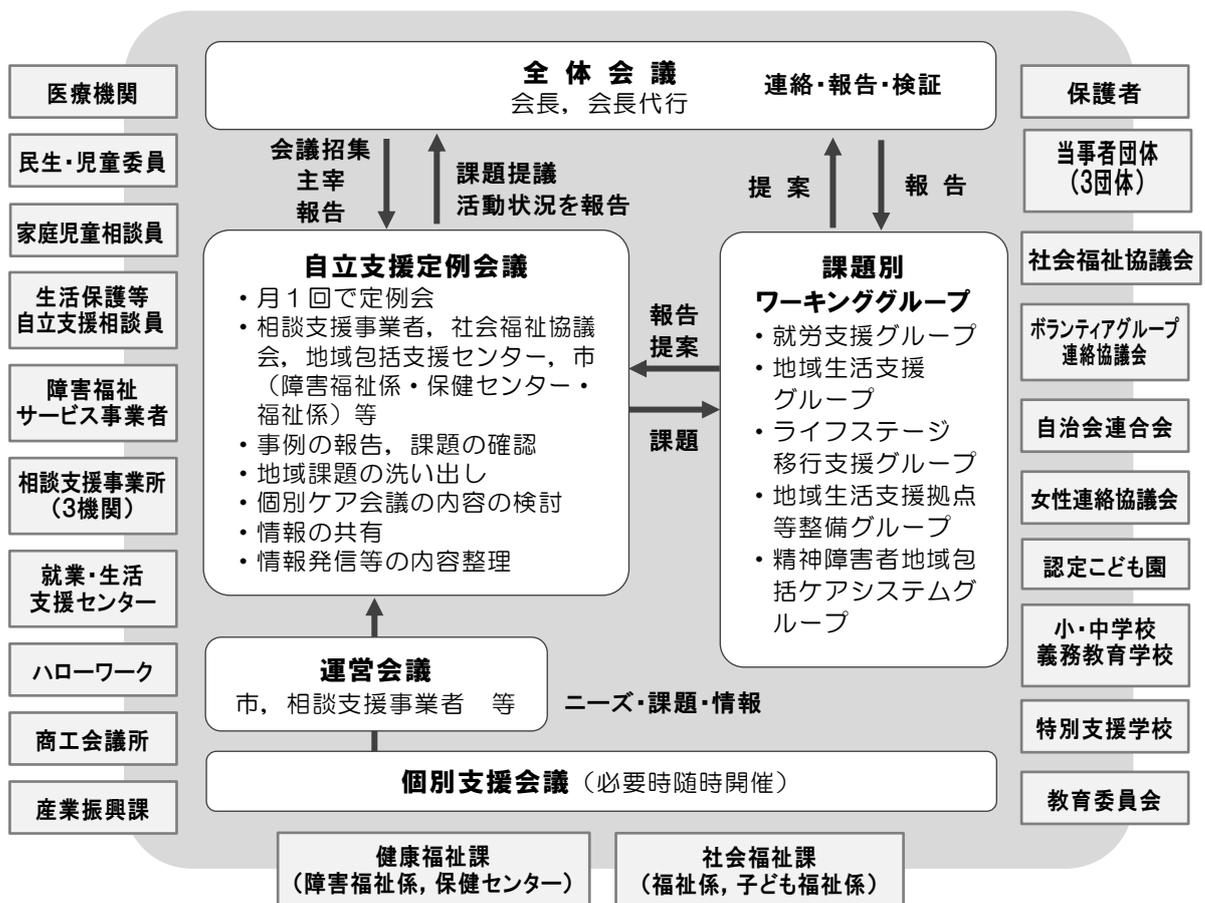
第3節 計画の普及・啓発

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

第4節 計画の進行管理と評価

年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行うとともに、計画の進捗状況について、障害者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される「竹原市障害者自立支援協議会」に報告を行い、意見等を求め、必要な対策を講じることで、計画を着実に推進します。また、計画の効果的な評価方法についても検討を進めていきます。

■竹原市障害者自立支援協議会の構成



第5章 資料編

障害福祉制度の流れ（近年の国の動向）

年	概要
平成 28 年 (2016)	改正「障害者雇用促進法」施行 ・就職差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 改正「発達障害者支援法」施行 ・切れ目ない支援、家族等への支援、市域支援体制構築 等 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 ・中核機関等体制整備の推進、利用促進に関する施策 等 「障害者差別解消法」施行 ・差別の禁止、差別解消の取組の義務化 等
平成 30 年 (2018)	改正「障害者総合支援法」一部施行 改正「児童福祉法」一部施行 ・地域生活の支援、児童支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備 等 「第4次障害者基本計画」策定 ・共生社会の実現、社会のあらゆる活動への参加、自己実現の支援 等 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 ・文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進 等
平成 31 年 (2019)	「障害者活躍推進プラン」公表 ・障害のある方がその個性や能力を生かして活躍できる場のより一層の拡大 等 「障害者文化芸術推進計画」策定 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)施行 ・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進 等
令和 3 年 (2021)	改正「障害者総合支援法」施行 ・感染症や災害への対応力の強化 ・医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進 改正「障害者雇用促進法」施行 ・障害者の法定雇用率引き上げ 等 ・法定雇用率の対象となる従業員規模の拡大 等 「医療的ケア児支援法」施行 ・医療的ケア児の健やかな成長及びその家族の離職の防止 等
令和 4 年 (2022)	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進 等
令和 5 年 (2023)	「第5次障害者基本計画」策定 ・社会的障壁の除去、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現 等
令和 6 年 (2024)	改正「障害者総合支援法」施行 ・障害者の多様な就労ニーズに対する支援、障害福祉サービス等についてのデータベースに関する規定の整備 改正「児童福祉法」施行 ・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化

(1) 竹原市障害者自立支援協議会設置要綱

竹原市障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 竹原市における身体障害者、知的障害者、障害児及び精神障害者（以下「障害者」という。）の総合的な自立支援の方策について幅広く検討を行うなど、障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として竹原市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 竹原市障害者計画・障害福祉計画に関すること。
- (5) その他障害者の地域生活移行を推進するために必要な事項に関すること。

2 前項に掲げるもののほか、協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会として、地域における障害を理由とする差別を解消するために必要な事項を取り扱う。

(構成)

第3条 協議会は、23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる団体、法人及び行政機関等から市長が委嘱又は任命した者により構成する。

- (1) 当事者団体
- (2) 事業者
- (3) 医療機関
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 相談支援事業者
- (6) ボランティア団体
- (7) 公共的団体
- (8) 就労・雇用関係代表
- (9) 民生・児童委員代表
- (10) 教育関係代表
- (11) 市

3 協議会に会長を置くこととし、委員の互選により選出する。

4 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議運営)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、次に掲げる会議を必要に応じて開催するものとする。

- (1) 全体会議
- (2) 障害者地域自立支援定例会議

3 会長は、必要と認めるときは、会議において第3条第2項に規定する委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉課障害福祉係が処理する。

2 障害者地域自立支援定例会議の庶務の全部又は一部は、竹原市障害者相談支援事業実施要綱第2条に規定する受託者において処理する。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会は、課題に対する専門的な調査及び検討を行うためワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの種類及び構成員は、協議会において定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

2 委員は、協議会において知り得た個人情報等に関することを、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行後最初に任命又は委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

3 この告示の施行後最初に招集すべき協議会の会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附則(平成20年4月1日告示第47号)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平成21年5月1日告示第61号)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平成22年4月1日告示第51号)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平成23年3月31日告示第32号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成28年3月31日告示第72号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平成29年3月6日告示第14号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 竹原市障害者自立支援協議会委員名簿

選出区分	所属	委員
当事者団体代表	竹原市身体障害者福祉協会	池田 隆美
	竹水会	竹田 博
	竹原市手をつなぐ育成会	高下美智江
事業者代表	社会福祉法人中国新聞社会事業団 中国芸南学園	石田 文典
医療機関代表	竹原地区医師会	井口 哲彦
社会福祉事業関係代表	社会福祉法人竹原市社会福祉協議会	竹田 勝也
相談支援事業者	竹原地域障害者生活支援センター聖恵	赤谷久仁恵
	地域支援センターまいらいふ	寺本 誠子
	地域生活支援センター365	石原 裕子
ボランティア代表	竹原市ボランティアグループ連絡協議会	川淵 輝子
公共的団体の代表者	竹原市自治会連合会	山村 道信
	竹原市女性連絡協議会	山元 禮子
就労・雇用関係代表	広島西条公共職業安定所竹原出張所	津守 正貴
	竹原商工会議所	大植美津香
	広島中央障害者就業・生活支援センター	中上 弘美
民生・児童委員代表	竹原市民生委員児童委員協議会	土田 正信
教育関係代表	三原特別支援学校	松島 康浩
市	社会福祉課	住田 昭徳
	総務学事課	沖本 太
	健康福祉課（事務局）	森重 美紀

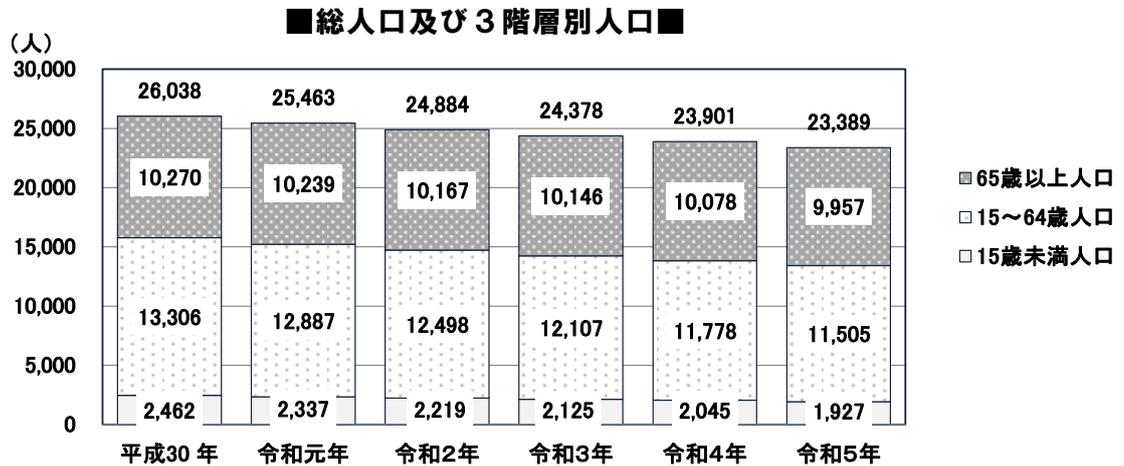
計画策定の経過

日時	内容
令和5年 6月	庁内関係各課ヒアリング調査の実施
7月	アンケート調査の実施（回答期限：7月24日） サービス提供事業所及び団体調査
10月 5日	第1回竹原市障害者自立支援協議会 ・竹原市障害者計画の概要、アンケート調査の結果報告 ・計画の策定方針 ・アンケート調査の報告
12月 14日	第2回竹原市障害者自立支援協議会 ・事業所、団体調査結果の報告 ・竹原市第7期障害福祉計画及び竹原市第3期障害児福祉計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
12月 27日 ） 令和6年 1月 26日	パブリックコメントの実施
3月 14日	第3回竹原市障害者自立支援協議会 ・パブリックコメント実施結果の報告 ・竹原市第7期障害福祉計画及び竹原市第3期障害児福祉計画（案）の最終確認
3月 末日	竹原市第7期障害福祉計画及び竹原市第3期障害児福祉計画策定

障害のある人の現状

(1) 総人口及び世帯数の推移

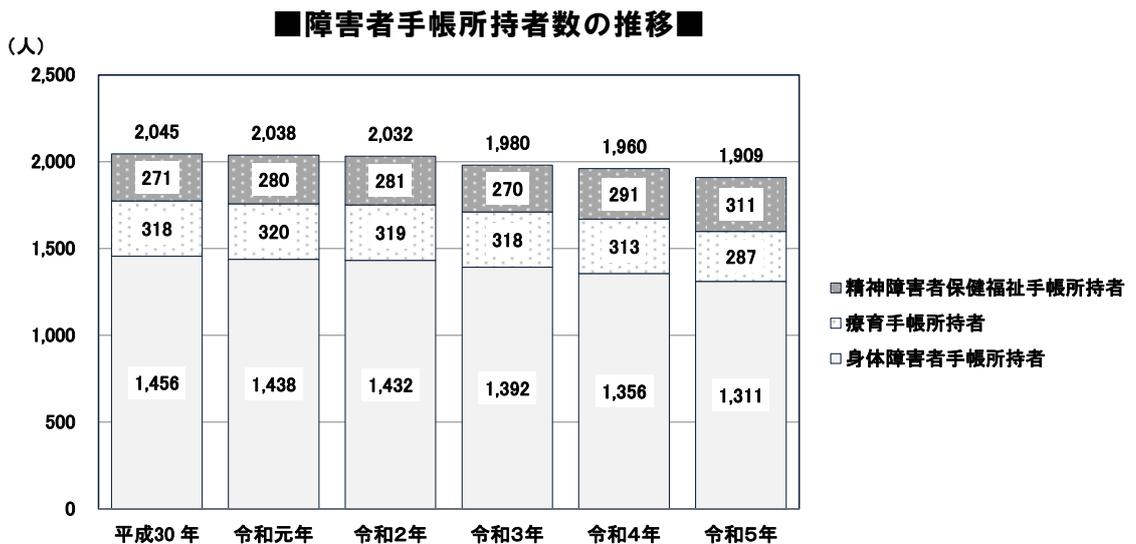
人口の推移をみると、本市の総人口は緩やかな減少傾向となっています。年齢層別にみると、平成30年から令和5年までに、65歳以上人口は313人減、15～64歳人口は1,801人減、15歳未満人口は535人減となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 障害者手帳所持者数の推移

本市における障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在、身体障害者（身体障害者手帳所持者）が1,311人、知的障害者（療育手帳所持者）が287人、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）が311人です。平成30年からの推移をみると、身体障害者では1,456人から145人減、知的障害者では318人から31人減、精神障害者では271人から20人増と、精神障害者の増加が顕著となっています。



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

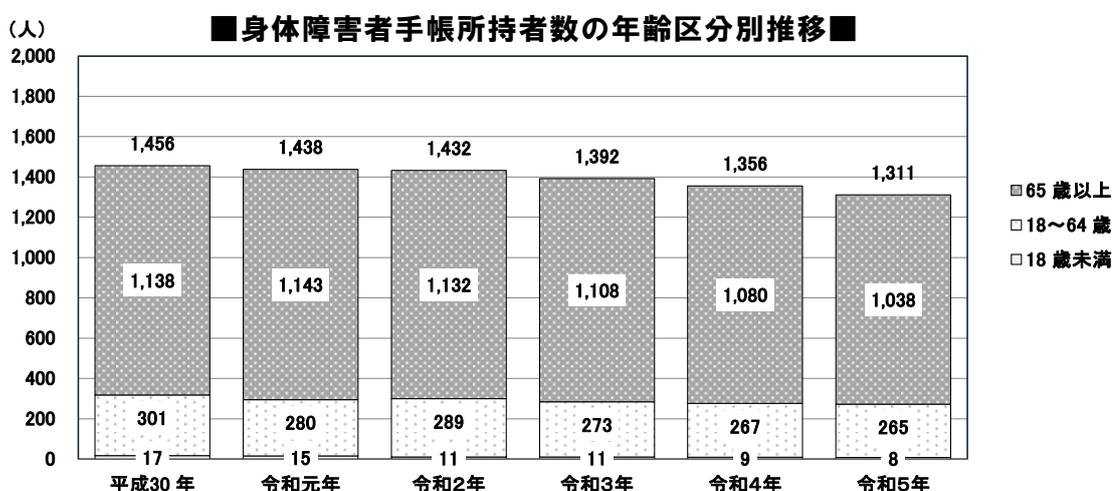
(3) 身体障害のある人数の推移

年齢構成では、令和5年4月1日現在、18歳未満は8人であり、18歳以上のうち、特に65歳以上の高齢者が1,038人と、79.2%を占めています。平成30年からの推移をみると、いずれも減少傾向となっています。

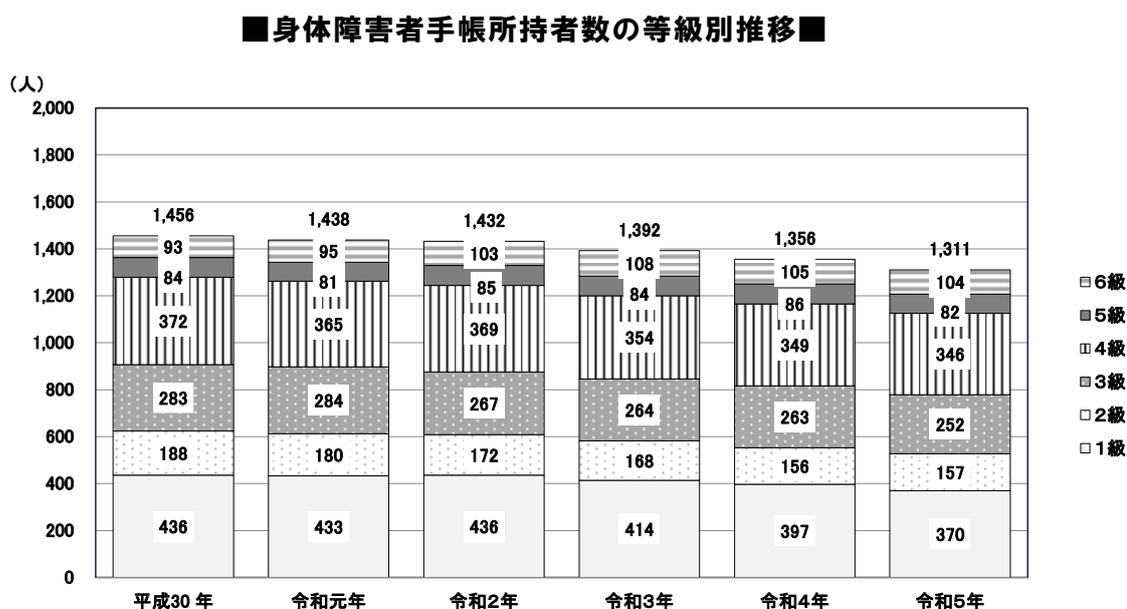
等級別構成では、令和5年4月1日現在、1級が370人、4級が346人、3級が252人、2級が157人となっています。

平成30年からの推移をみると、6級以外はいずれも減少傾向となっています。

部位別構成では、令和5年には肢体不自由が669人と最も多く、次いで内部障害が410人となっています。平成30年からの推移をみると、聴覚・平衡機能障害が増加傾向にあります。

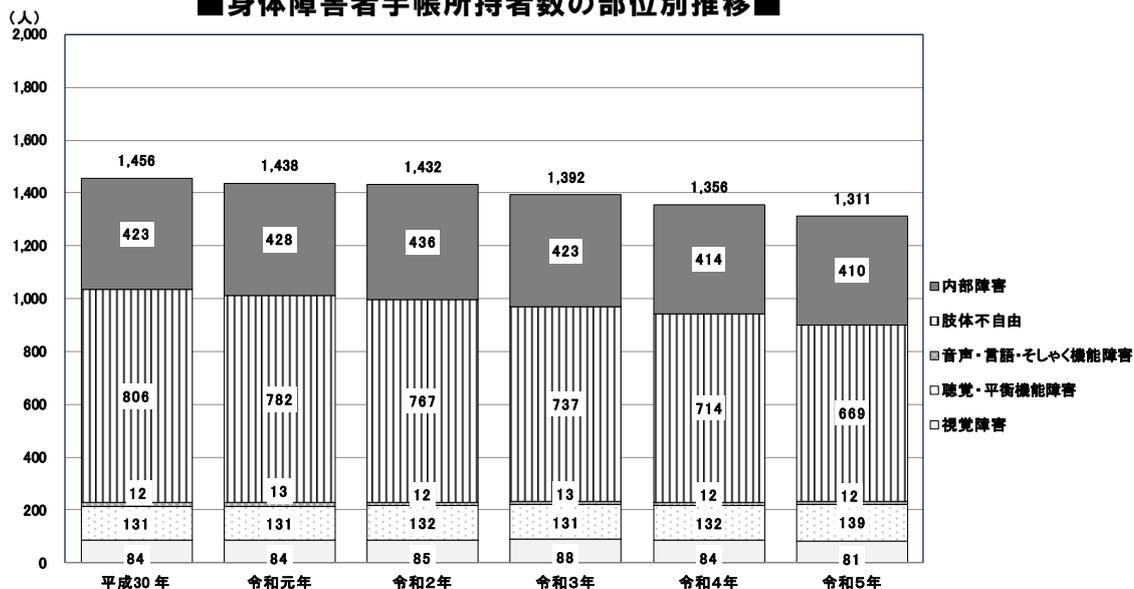


資料：健康福祉課（各年4月1日現在）



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

■身体障害者手帳所持者数の部別別推移■



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

（４）知的障害のある人数の推移

年齢構成では、令和5年4月1日現在、287人のうち、18歳以上が249人で全体の86.8%、18歳未満が38人と全体の13.2%を占めており、いずれも減少となっています。

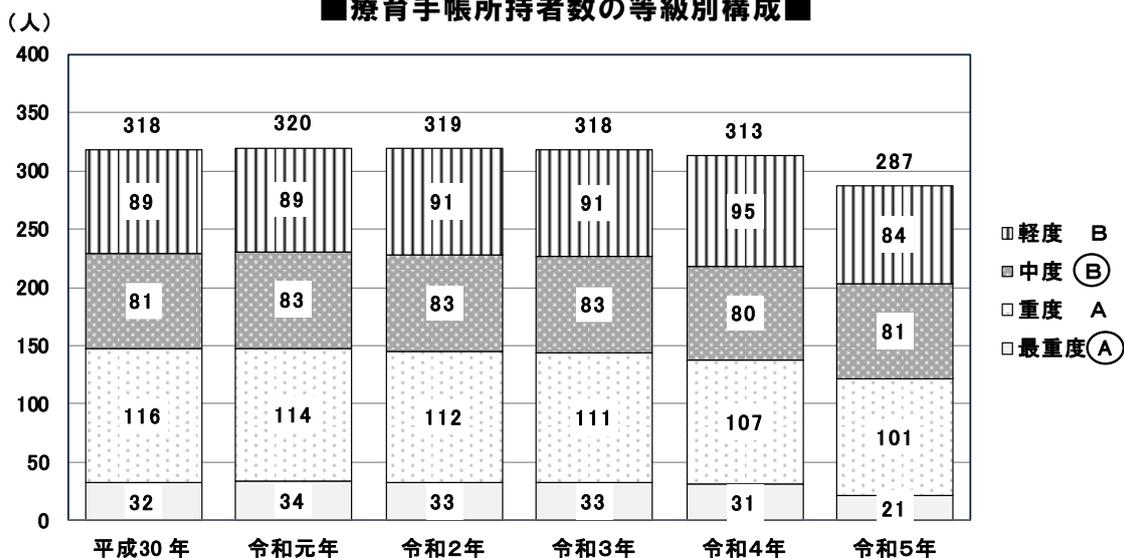
等級別では、令和5年4月1日現在、重度Aが101人でもっとも多く、ついで軽度Bの84人、中度の㊸81人、最重度㊶の21人となっており、平成30年からの推移をみると、重度A、重要度㊶は減少傾向、中度㊸は横ばい、軽度Bは増加傾向から、令和5年に減少に転じています。

■療育手帳所持者数の年齢区分別推移■



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

■療育手帳所持者数の等級別構成■

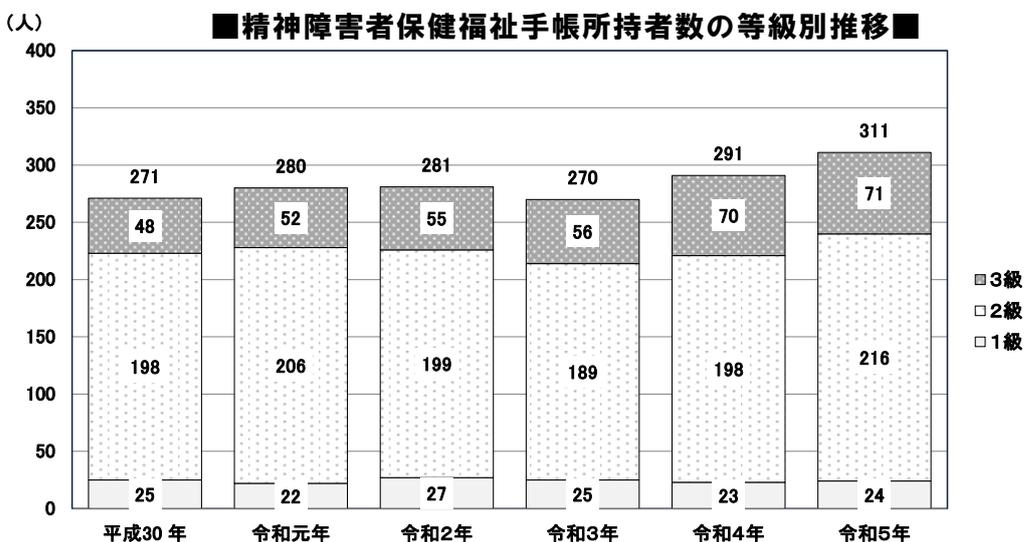


資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

（5）精神障害のある人数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は令和4年4月1日現在、291人のうち、2級が198人で最も多く、以下、3級の70人、1級の23人となっています。平成30年からの推移をみると、3級が増加傾向にあります。

自立支援医療受給者数（精神通院）の推移をみると、令和5年は平成30年と比べ82人増加し、456人となっています。



資料：広島県保健所事業概要（各年4月1日現在）

■自立支援医療受給者数（精神通院）の推移■

（単位：人）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	374	388	389	277	413	456

資料：広島県保健所事業概要（各年4月1日現在）

(6) 発達障害の相談者数の状況

「発達障害者支援法」において、発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

市内の障害者相談支援事業所に相談している発達障害のある人は、令和4年度で60人となっており、平成30年度から大幅に増加しています。

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談者数	34	39	22	35	60

資料:健康福祉課

(7) 難病患者等の状況

特定医療費(指定難病)受給者証所持者は、令和5年4月1日現在、270人であり、小児慢性特定疾病医療受給者証所持者は17人となっています。

(単位:人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特定疾患	265	245	251	265	264	270
小児慢性特定疾病	22	22	24	27	20	17
合計	287	267	275	292	284	287

資料:広島県保健所事業概要(各年4月1日現在)

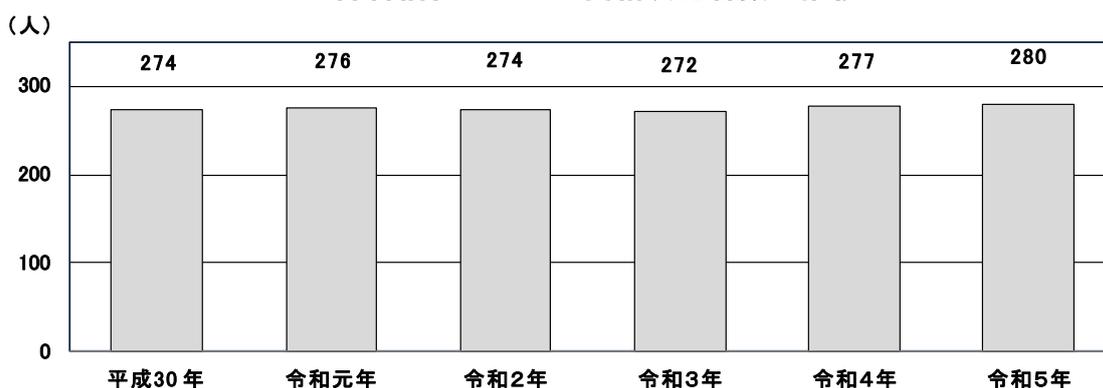
(8) 障害福祉サービス等支給決定者数の推移

障害福祉サービス等支給決定者についてみると、令和5年4月1日現在、障害福祉サービス支給決定者が280人、地域生活支援サービス支給決定者※が82人、障害児通所支援サービス支給決定者が65人となっています。

障害福祉サービス支給決定者、障害児通所支援サービス支給決定者については、やや増加傾向となっています。

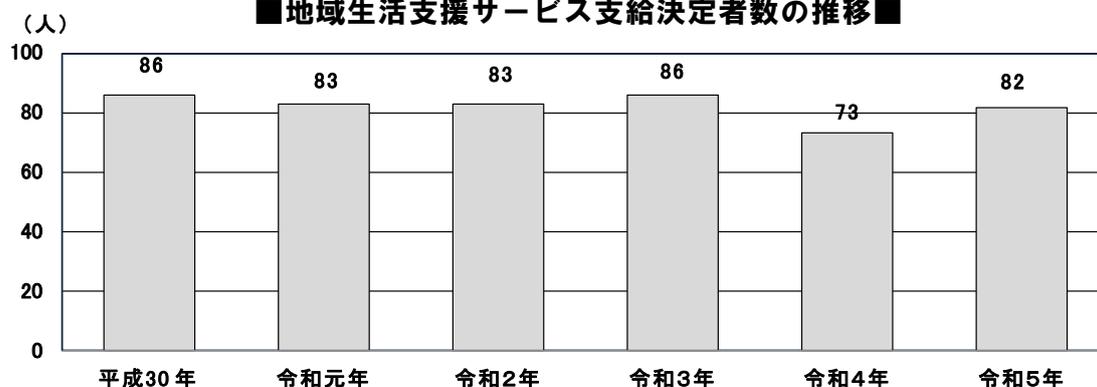
※地域生活支援サービス支給決定者とは、地域生活支援事業のうち、移動支援、日中一時支援、地域活動支援センターの支給決定を受けている実人数です。

■障害福祉サービス支給決定者数の推移■



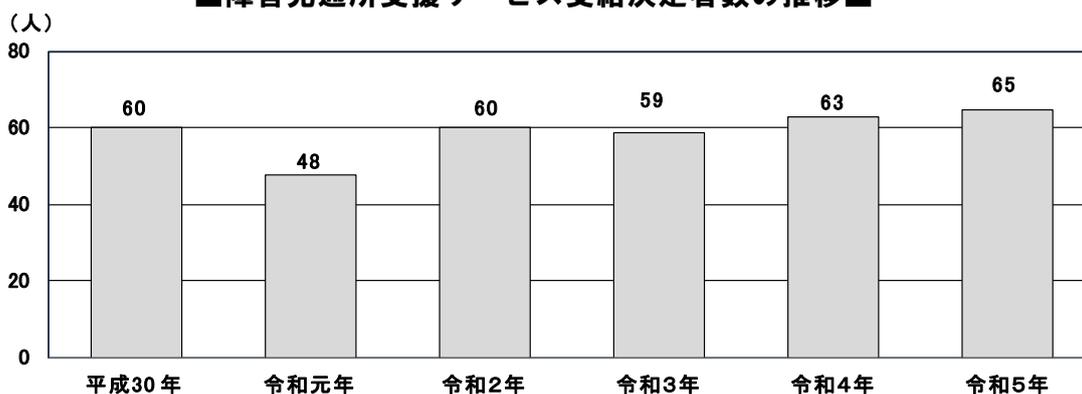
※障害福祉サービスが支給決定されている障害児を含みます。資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

■地域生活支援サービス支給決定者数の推移■



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

■障害児通所支援サービス支給決定者数の推移■

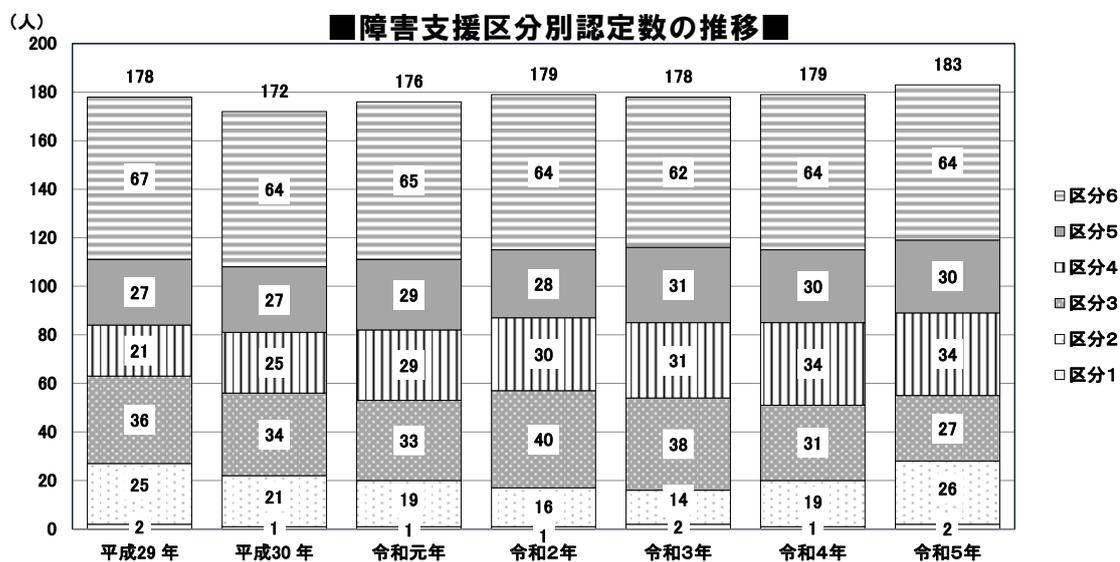


資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

(9) 障害支援区分別認定数の推移

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要となる場合があります。

障害支援区分の認定者数は、令和5年4月1日現在、183人で、平成30年以降、横ばいで推移しています。



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

アンケート結果からみる状況

(1) アンケート調査の概要

	障害のある人対象調査	市民対象調査
調査目的	障害のある人の生活実態や、サービス利用の状況と今後の利用意向、福祉施策に関する意見等を徴取することを目的に実施	障害のある人との関わり方や、本市の取り組むべき課題への意見等を徴取することを目的に実施
調査対象者	竹原市からサービス支給決定を受けている身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者。障害者手帳は所持していないが障害のある子供を対象としたサービスを現在利用している人	竹原市内にお住まいの18歳以上の市民の中から無作為に抽出
調査数	1,722人	800人
調査方法	郵送による配布、郵送による回収	
調査票回収数	678件	271件
回収率	39.4%	33.9%

～調査集計にあたっての留意事項～

- 回答結果は小数点第2桁目を四捨五入しています。この関係で、単回答（複数の選択肢からひとつだけを選ぶ形式）の合計値がちょうど「100.0」にならない場合があります。
- 複数回答（2つ以上の回答を選ぶ形式）における割合についての単位はパーセントとしています。この場合、回答は有効標本数全体に対して各々の割合を示すものであり、各選択肢の回答を合計しても「100.0」とはなりません。
- 「n」はサンプル数のことを示します。

(2) アンケート調査結果

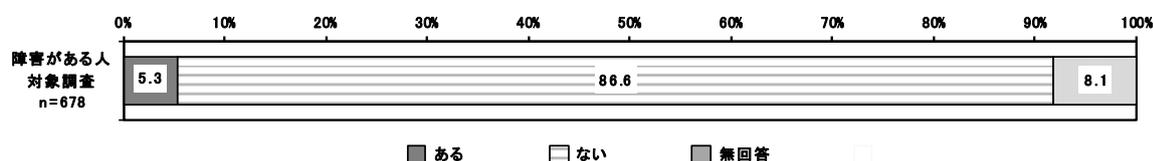
令和5年7月に実施した18歳以上の市民を対象とした調査（以下、「市民対象調査」という。）と障害のある人を対象として調査（以下、「障害のある人対象調査」という。）の主な結果は、以下のようになっています。

① 障害のある人対象調査の主な結果

■ 強度行動障害がある人は約5%でした。

令和5年調査では、初めて強度行動障害がある人に対する調査を行いました。障害のある人のうち、強度行動障害があると言われた人は、5.3%でした。

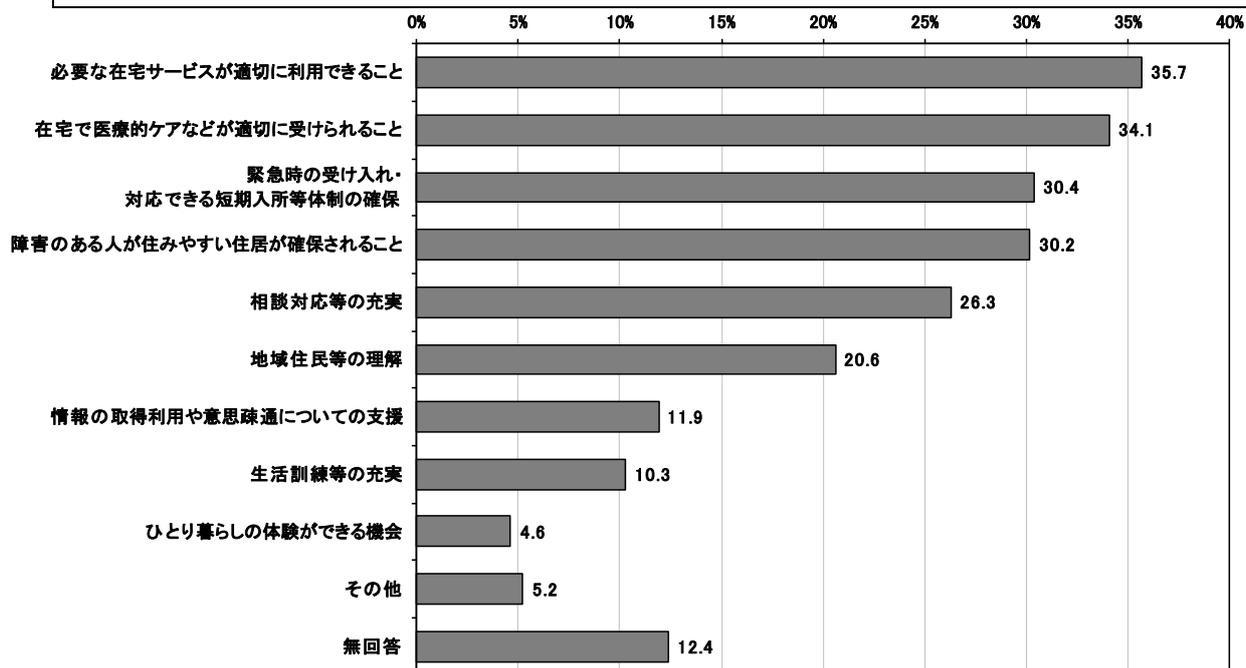
問 あなたは、強度行動障害があると言われたことはありますか。



■ 在宅における安心・安全な生活に対する支援体制が求められています。

希望する生活をするための支援としては、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が35.7%と最も多く、次いで「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」(34.1%)、「緊急時の受け入れ・対応できる短期入所等体制の確保」(30.4%)となっています。在宅で安心・安全に過ごすためのサービス提供や支援の体制が求められています。

問 希望する生活をするためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(該当するものすべてに○)



((障害のある人対象調査 n=678))

・地域住民等の理解への支援がより求められています。

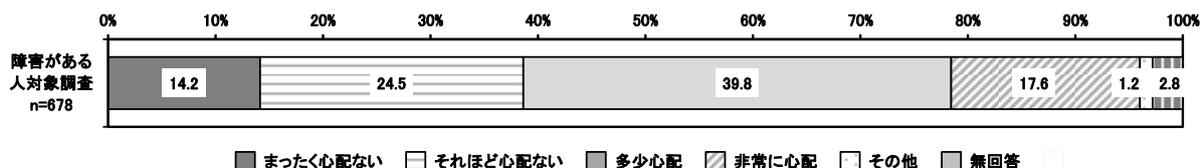
令和2年に実施した調査の同設問では、「地域住民等の理解」が16.5%となっており、令和5年では20.6%と4.1ポイント増加しました。「地域住民等の理解」がより多く求められているといえます。

地域住民等の理解	令和2年調査	16.5
	令和5年調査	20.6
	差異	4.1

■ 経済状況な支援へのニーズが高まっています。

世帯の経済状況については、「まったく心配ない」が14.2%、「それほど心配ない」が24.5%、合計すると心配ない人は38.7%と、心配ある人は57.4%（「多少心配」39.8%+「非常に心配」17.6%）であり、心配ある人が多くなっています。「多少心配」、「非常に心配」が半数を超えており、経済的な支援へのニーズが高まっています。

問 現在の世帯の経済状況について、どのくらい心配ですか。（1つに○）



・経済状況が心配な方が増加傾向にあります。

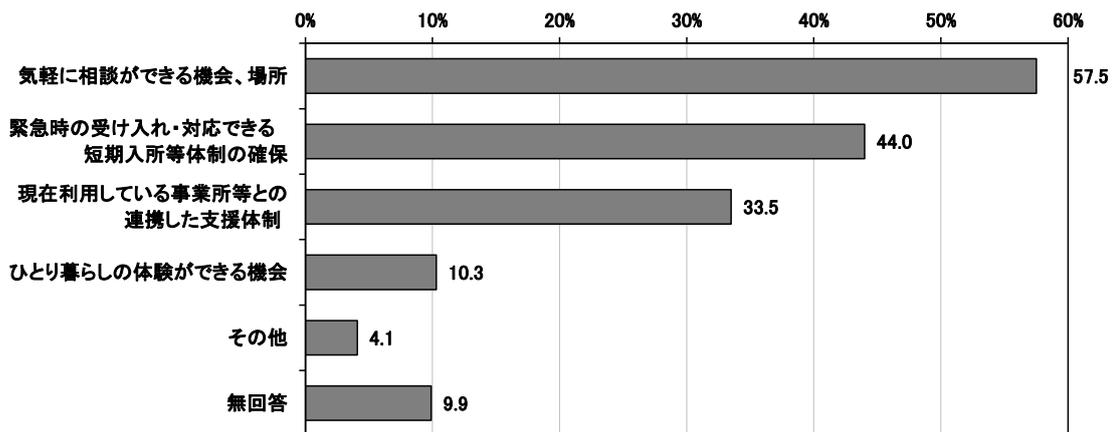
令和2年に実施した調査の同設問では、「多少心配」と「非常に心配」の合計が45.4%となっており、令和5年では57.4%と12.0ポイント増加しました。経済状況に課題がある方が増えていると考えられます。

「多少心配」と「非常に心配」の合計	令和2年調査	45.4
	令和5年調査	57.4
	差異	12.0

■ 安心した暮らしに向けて、気軽に相談できる機会や場所が求められています。

地域で安心して暮らしていくために必要な取組として、「気軽に相談ができる機会、場所」が57.5%と最も多く、次いで「緊急時の受け入れ・対応できる短期入所等体制の確保」(44.0%)、「現在利用している事業所等との連携した支援体制」(33.5%)となっています。相談の手段や受付時間等も柔軟に対応できる体制が求められています。

問 地域で安心して暮らしていくためには、どのような取組が必要であると思いますか。
(該当するものすべてに○)

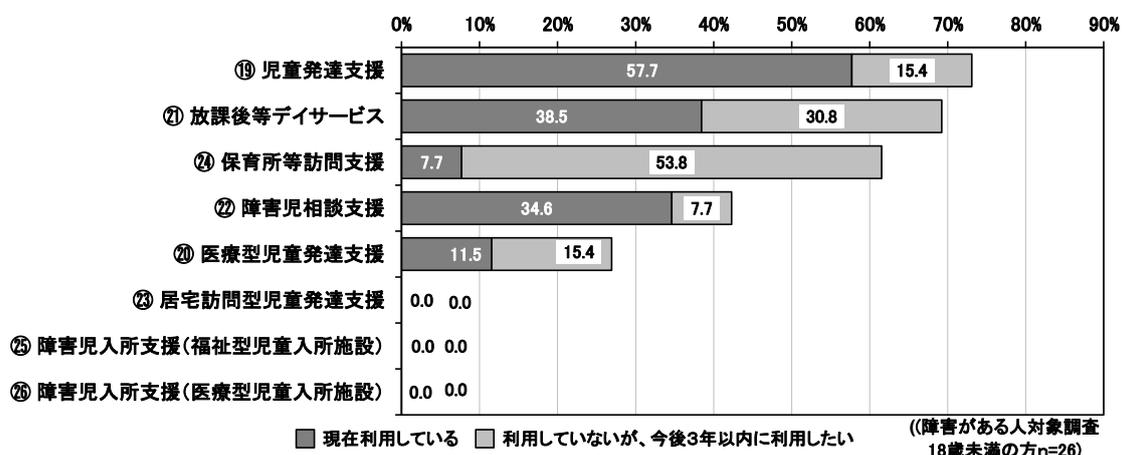


(障害がある人対象調査 n=678)

■ 放課後等デイサービスは、現在の利用及び今後のニーズも多くなっています。

18歳未満において、現在利用しているサービスでは、「児童発達支援」が57.7%と最も多く、次いで「放課後等デイサービス」(38.5%)、「障害児相談支援」(34.6%)となっています。また、利用していないが、今後3年以内に利用したいサービスでは、「保育所等訪問支援」が53.8%と最も多く、次いで「放課後等デイサービス」(30.8%)、「児童発達支援」(15.4%)となっています。

問 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。
【現在利用しているサービス】



(障害がある人対象調査 18歳未満の方n=26)

・児童発達支援の利用者が増加傾向にあります。

令和2年に実施した調査の同設問では、「児童発達支援」を利用しているとの回答が28.6%となっており、令和5年では57.7%と29.1ポイント増加しました。ニーズの増加に対応したサービス提供体制の整備が必要となっています。

児童発達支援	令和2年調査		28.6
	令和5年調査		57.7
	差異		29.1

問 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。
【利用していないが、今後3年以内に利用したいサービス】

・保育所等訪問支援の利用者希望者が増加傾向にあります。

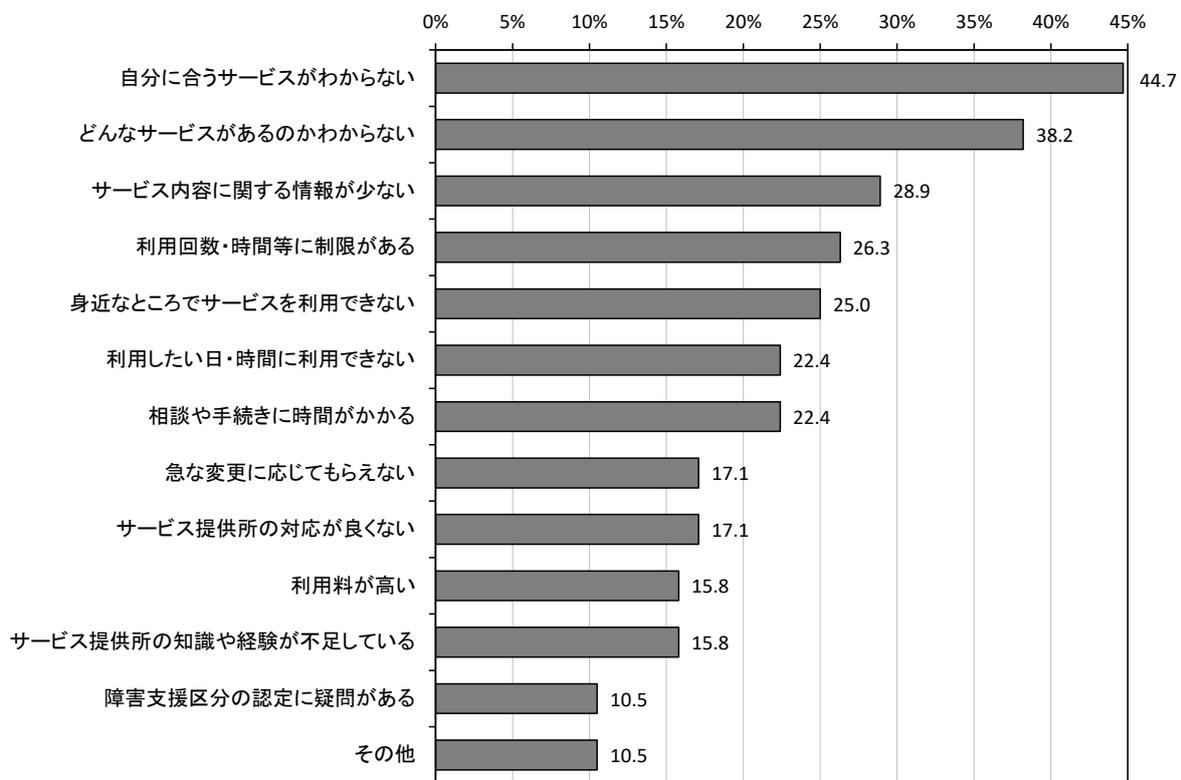
令和2年に実施した調査の同設問では、「保育所等訪問支援」を今後3年以内に利用したいとの回答が7.1%となっており、令和5年では53.8%と46.1ポイント増加しました。3年間で利用希望者が大幅に増加しています。

保育所等訪問支援	令和2年調査		7.1
	令和5年調査		53.8
	差異		46.7

■サービスを利用する前段階への不満が多くなっています。

障害福祉サービスについて不満に思うこととしては、「自分に合うサービスがわからない」(44.7%)が最も多く、次いで「どんなサービスがあるのかわからない」(38.2%)となっています。以降、「サービス内容に関する情報が少ない」(28.9%)、「利用回数・時間等に制限がある」(26.3%)、「身近なところでサービスを利用できない」(25.0%)が20%台で並んでいます。サービスを利用する前段階での不満が多く、サービスに関する説明や情報提供への対応が求められています。

問 障害福祉サービスについて不満に思うことはどのようなことですか。
(該当するものすべてに○)

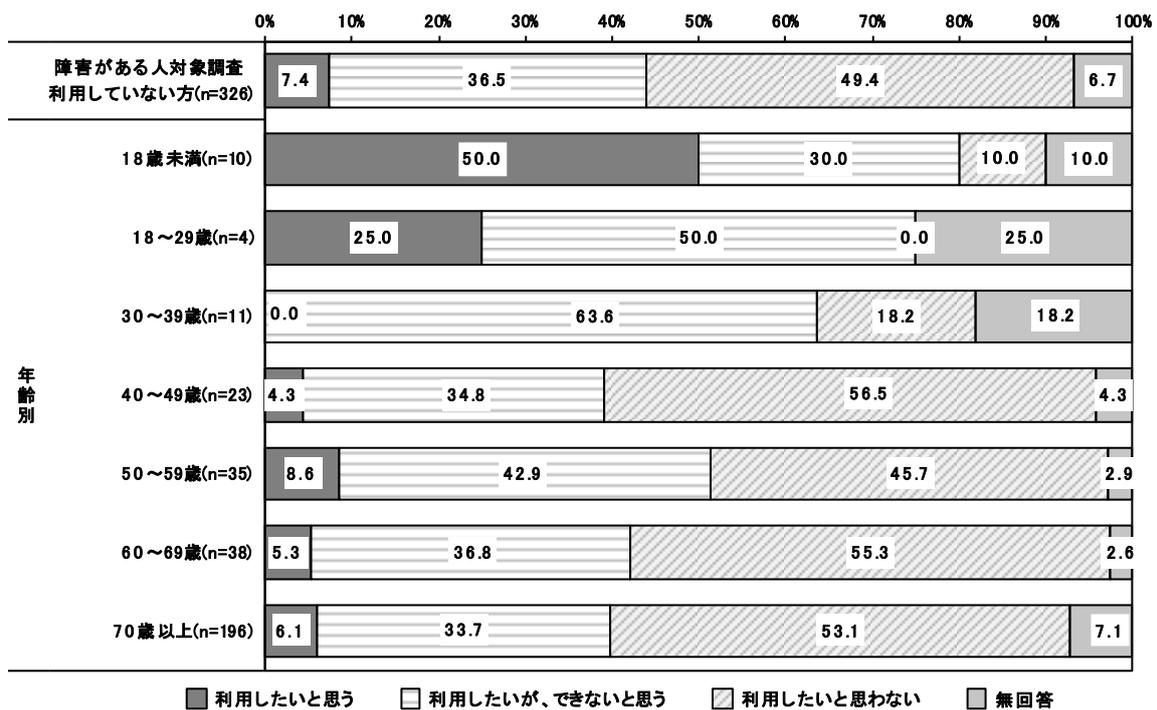


(障害がある人対象調査 不満に思う方 n=76)

■ パソコンやスマートフォンの利用支援に向けた取組が求められています。

パソコンやスマートフォンの利用については、「利用していない」の方が48.1%と多くなっています。年齢別では、「70歳以上」を除き「利用している」が半数を超えており、「18歳～29歳」では84.0%と多くなっています。「利用したいと思う」、「利用したいが、できないと思う」を含め、利用を希望している人が多いため、目的等に応じ、利用支援に向けた取組が求められています。

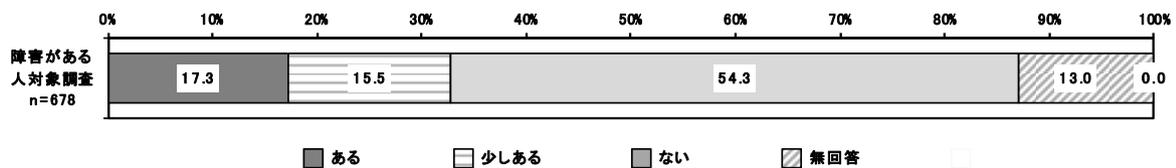
問 【あなたは、日常生活の中で、パソコンやスマートフォンを利用していますか。で「利用していない」と答えた方】今後、利用したいと思いますか。（1つに○）



■ 3割以上の方が、障害があることで差別や嫌な思いをしています。

障害があることで差別や嫌な思いをする（した）こととしては、「ある」が17.3%、「少しある」が15.5%、合計すると32.8%となっています。継続して、障害のあることで差別や嫌な思いをする人や機会をなくす取組が求められています。

問 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。
(1つに○)



・ 障害があることで差別や嫌な思いをすることが増加傾向にあります。

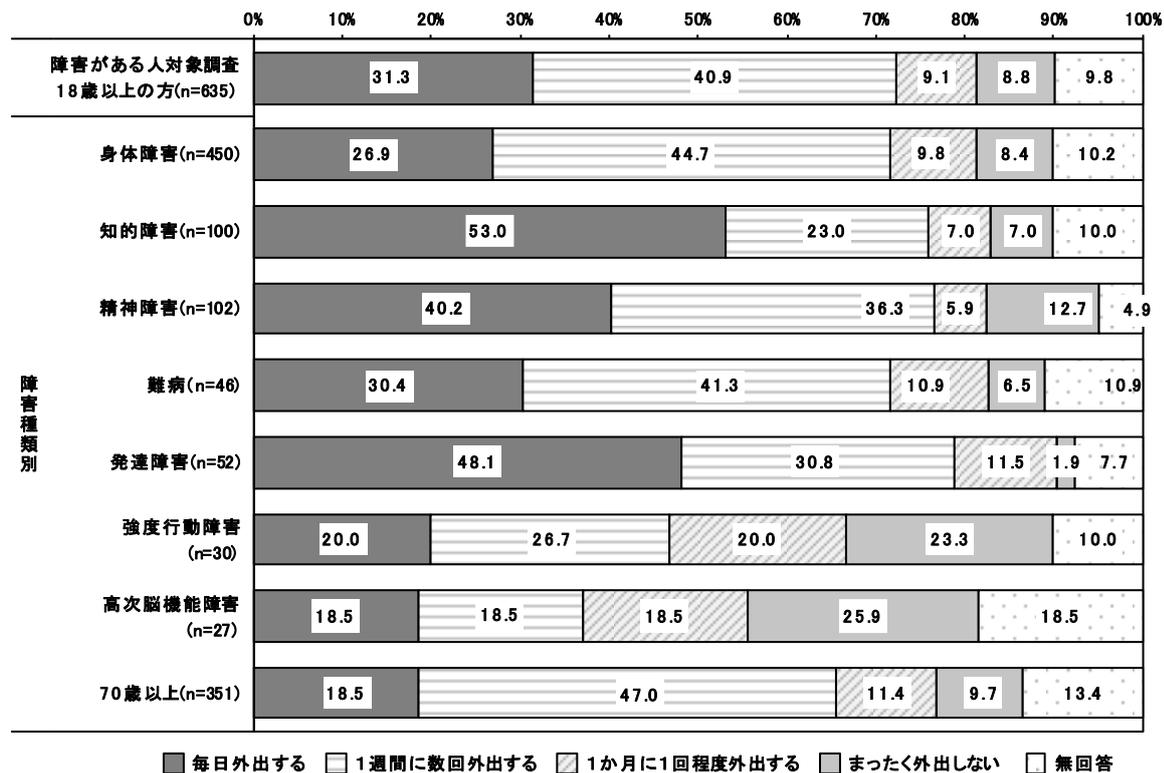
令和2年に実施した調査の同設問では、障害があることで差別や嫌な思いをすることが「ある」と回答した人が11.7%となっており、令和5年では17.3%と5.6ポイント増加しました。差別や嫌な思いをすることが増加傾向となっています。これらの結果により、社会参加のきっかけを失うことのないよう、合理的配慮等の周知の推進が求められます。

ある	令和2年調査	11.7
	令和5年調査	17.3
	差異	5.6

■社会参加の機会拡大に向け、安心・安全な移動支援等の整備も求められています。

1週間の外出頻度としては、「毎日外出する」が31.3%、「1週間に数回外出する」が40.9%、「1か月に1回程度外出する」が9.1%、「まったく外出しない」が8.8%となっています。外出は社会参加につながるため、機会の創出や安心・安全な移動支援等の整備に向けた取組が望まれます。

問 【18歳以上の方のみ】あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(1つに○)



・毎日外出する人が増加傾向にあります。

令和2年に実施した調査の同設問では、「毎日外出する」と回答した人が20.7%となっており、令和5年では31.3%と10.6ポイント増加しました。毎日外出する人が増加傾向となっています。

障害種類別では、令和2年に実施した調査の同設問での、「毎日外出する」と回答した人の割合が、いずれの障害種類別においても、令和5年の方が大きく、増加傾向となっています。特に、「知的障害」では、25.0%から53.0%と2倍以上になっています。3年間で外出の機会が増えたことは、社会参加の機会の増加にもつながるため、さらに外出が増えるような機会や場の創出、外出支援の充実が望まれます。

毎日外出する	令和2年調査	20.7
	令和5年調査	31.3
	差異	10.6

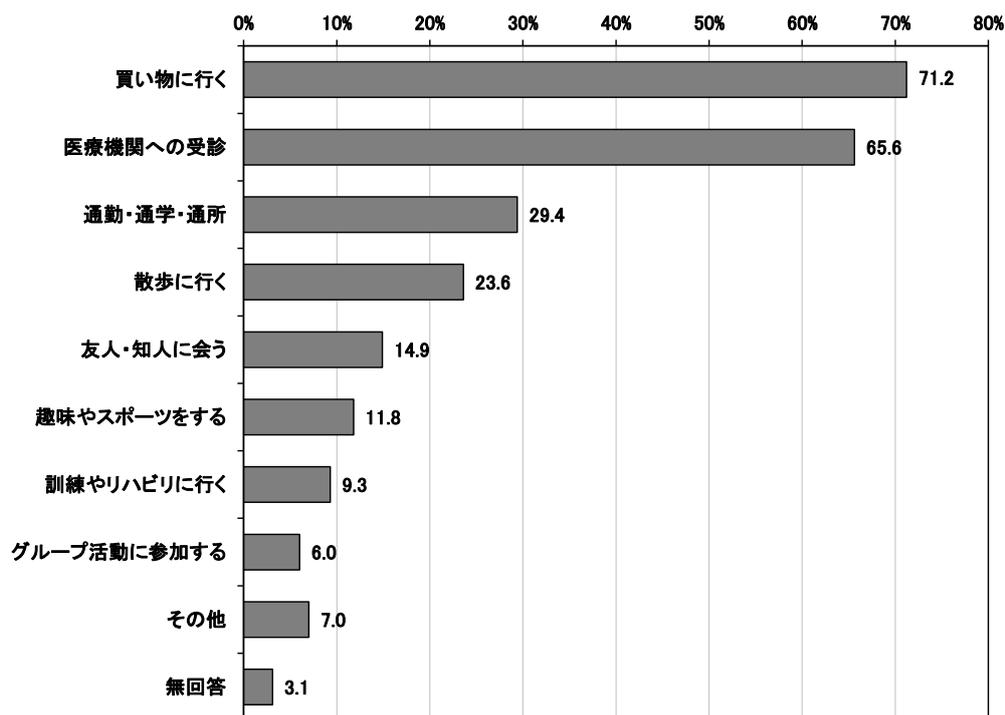
【障害種類別】

身体障害	令和2年調査	18.8
	令和5年調査	26.9
	差異	8.1
知的障害	令和2年調査	25.0
	令和5年調査	53.0
	差異	28.0
精神障害	令和2年調査	25.2
	令和5年調査	40.2
	差異	15.0
難病	令和2年調査	17.3
	令和5年調査	30.4
	差異	13.1
発達障害	令和2年調査	30.2
	令和5年調査	48.1
	差異	17.9

■頻度の高い外出は、買い物と医療機関への受診となっています。」

外出の目的としては、「買い物に行く」(71.2%)と「医療機関への受診」(65.6%)が多くなっています。次いで「通勤・通学・通所」(29.4%)、「散歩に行く」(23.6%)となっています。7割近くが、買い物、医療機関への受診となっています。これらが継続的に行える支援も必要になってくると考えられます。

問 【あなたは、1週間にどの程度外出しますか。で「毎日外出する」、「1週間に数回外出する」、「1か月に1回程度外出する」と答えた方】
あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(該当するものすべてに○)



(障害がある人対象調査 外出すると答えた
18歳以上の方 n=517)

・「通勤・通学・通所」が目的で外出する人が増加傾向にあります。

令和2年に実施した調査の同設問では、外出する目的が「通勤・通学・通所」と回答した人が23.2%となっており、令和5年では29.4%と6.2ポイント増加しました。差別や嫌な思いをすることが増加傾向となっています。

障害種別では、令和2年に実施した調査の同設問での、外出目的で「通勤・通学・通所」と回答した人の割合が、「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」において、令和5年の方が大きく、増加傾向となっています。特に、「知的障害」では、48.3%から69.9%と21.6ポイント増加しています。知的障害の「通学・通所・通院」が増加傾向となっています。これらの結果に対し、移動等の手段の確保、移動支援の充実等が求められます。

通勤・通学・通所	令和2年調査	23.2
	令和5年調査	29.4
	差異	6.2

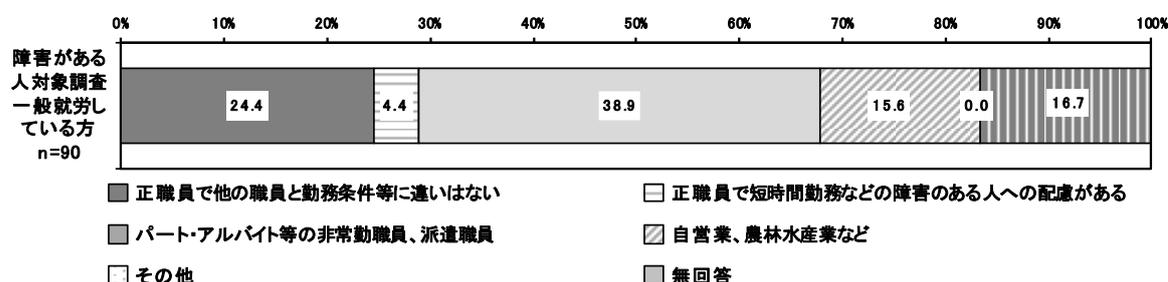
【障害種類別】

身体障害	令和2年調査	16.5
	令和5年調査	19.4
	差異	2.9
知的障害	令和2年調査	48.3
	令和5年調査	69.9
	差異	21.6
精神障害	令和2年調査	33.3
	令和5年調査	38.1
	差異	4.8

■ 安定的な就労・勤務形態に向けた支援が求められています。

勤務形態としては、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が38.9%と最も多くなっています。次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が24.4%、「自営業、農林水産業など」が15.6%となっています。「正職員で短時間勤務などの障害のある人への配慮がある」は4.4%と少なくなっています。安定的な勤務形態に向けた、支援体制が求められています。

問 【あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。で「一般就労をしている」と答えた方】どのような勤務形態で働いていますか。（1つに○）



・一般就労の勤務形態では、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が増加傾向にあります。

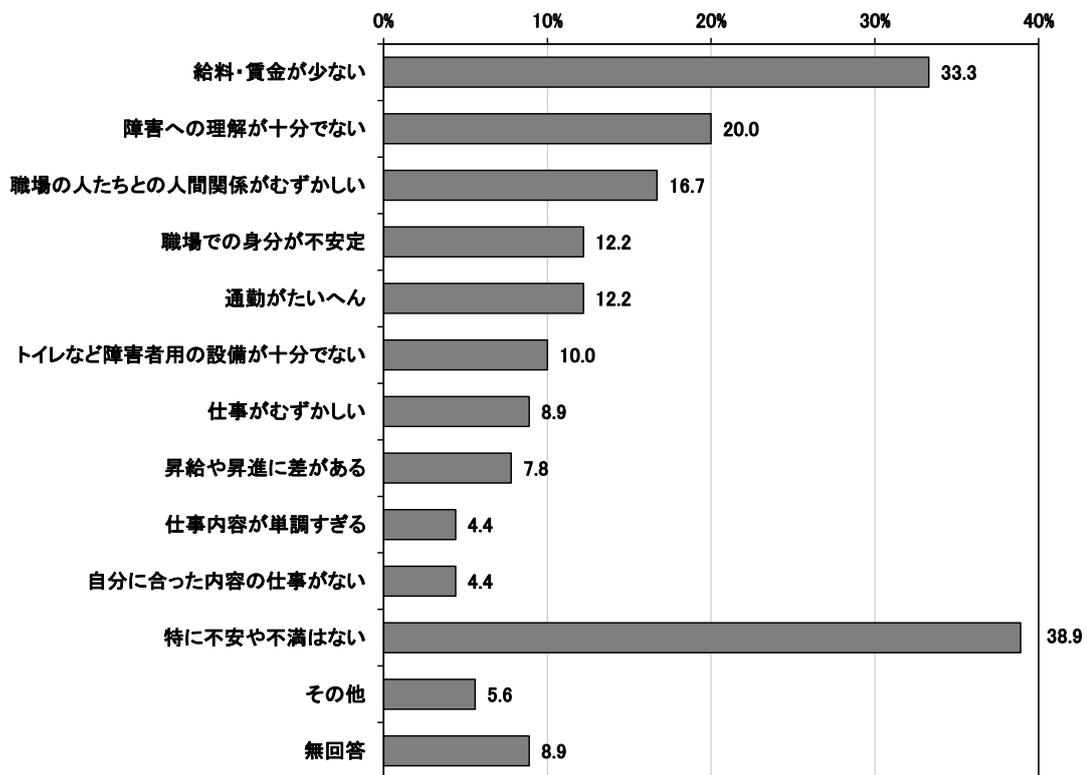
令和2年に実施した調査の同設問では、勤務形態が「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」と回答した人が33.3%となっており、令和5年では38.9%と5.6ポイント増加しました。パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員での一般就労が増加傾向となっています。就労支援においては、希望する勤務形態で就労できているか、就労の継続、定着に向けた取組が求められます。

パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	令和2年調査	33.3
	令和5年調査	38.9
	差異	5.6

■ 希望する就労に向けた、支援や取組が求められています。

仕事において、「特に不安や不満はない」が38.9%と最も多くなっています。不安や不満または困っていることとしては、「給料・賃金が少ない」(33.3%)、「障害への理解が十分でない」(20.0%)、「職場の人たちとの人間関係がむずかしい」(16.7%)などが多くなっています。本人が希望する就労条件や就労環境に向けた、支援や取組が求められています。

問 【あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。で「一般就労をしている」と答えた方】あなたが仕事をする上で、不安や不満または困っていることはありますか。(該当するものすべてに○)



(障害がある人対象調査 18歳以上の方 n=635)

・一般就労の仕事をする上での不安や不満または困ったことは、「給与・賃金が少ない」、

「職場の人たちとの人間関係がむずかしい」が増加傾向にあります。

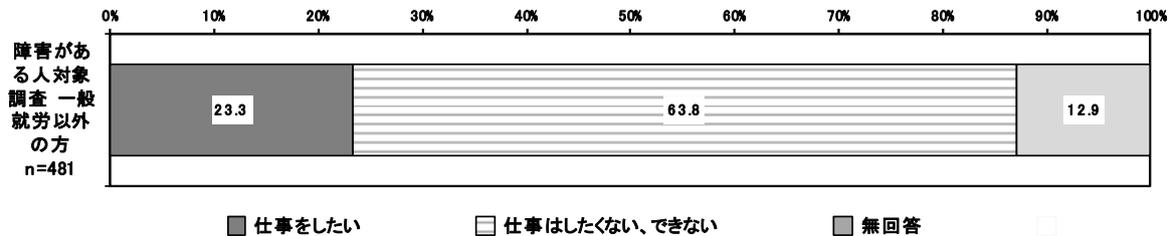
令和2年に実施した調査の同設問では、一般就労の仕事をする上での不安や不満または困ったことは「給料・賃金が少ない」が19.5%、「職場の人たちとの人間関係がむずかしい」が11.5%となっており、令和5年ではそれぞれ33.3%、16.7%と13.8ポイント増加、5.2ポイント増加しました。給与・賃金が少ないこと、職場での人間関係での不安、不満や困ったことが増加傾向となっています。これらの結果に対し、就労後においても継続、定着に向けた取組が求められます。

給料・賃金が少ない	令和2年調査	19.5
	令和5年調査	33.3
	差異	13.8
職場の人たちとの人間関係がむずかしい	令和2年調査	11.5
	令和5年調査	16.7
	差異	5.2

■ 現在、一般就労していない方も就労を希望しています。

今後、収入を得る仕事をする意向についてみると、「仕事をしたい」は23.3%となっています。

問 【あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。で「一般就労をしている」以外と答えた方】
あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いませんか。(1つに○)



・今後、収入を得る仕事を希望している人が増加傾向にあります。

令和2年に実施した調査の同設問では、「仕事をしたい」と回答した人が17.4%となっており、令和5年では23.3%と5.9ポイント増加しました。収入を得る仕事を希望している人が増加傾向となっています。

障害種類別では、令和2年に実施した調査の同設問での「仕事をしたい」と回答した人の割合が、いずれの障害種類別においても、令和5年の方が大きく、増加傾向となっています。特に、「発達障害」では、29.0%から54.1%と25.1ポイント増加、「高次脳機能障害」では、0.0%から10.0%と10.0ポイント増加しています。これらの結果に対し、「仕事をしたい」人の増加に伴い、就労支援に向けた取組のさらなる推進が求められます。

仕事をしたい	令和2年調査	17.4
	令和5年調査	23.3
	差異	5.9

【障害種類別】

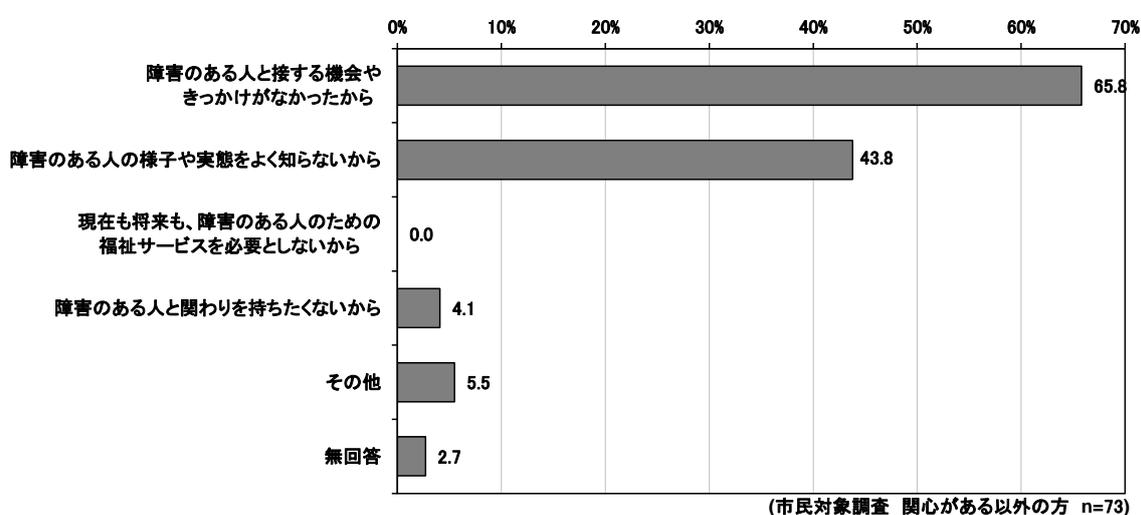
身体障害	令和2年調査	11.7
	令和5年調査	17.2
	差異	5.5
知的障害	令和2年調査	30.9
	令和5年調査	36.4
	差異	5.5
精神障害	令和2年調査	38.9
	令和5年調査	43.0
	差異	4.1
難病	令和2年調査	10.3
	令和5年調査	17.1
	差異	6.8
発達障害	令和2年調査	29.0
	令和5年調査	54.1
	差異	25.1
高次脳機能障害	令和2年調査	0.0
	令和5年調査	10.0
	差異	10.0

② 市民対象調査の主な結果

■機会やきっかけがあれば、障害のある人への関心が増える可能性があります。

関心のない理由としては、「障害のある人と接する機会やきっかけがなかったから」（65.8%）と「障害のある人の様子や実態をよく知らないから」（43.8%）の2つが多くなっています。今後、障害のある人と接する機会の提供や障害のある人に関する情報提供等を行うことで、障害のある人の福祉への関心が高くなる可能性があります。

問 【あなたは、障害のある人の福祉について関心をお持ちですか。で「3. あまり関心がない」「4. まったく関心がない」「5. どちらともいえない」と答えた方】それはどのような理由からですか。（該当するものすべてに○）



- ・障害のある人の福祉について関心がない理由として、「障害のある人と接する機会やきっかけがなかったから」が増加傾向にあります。

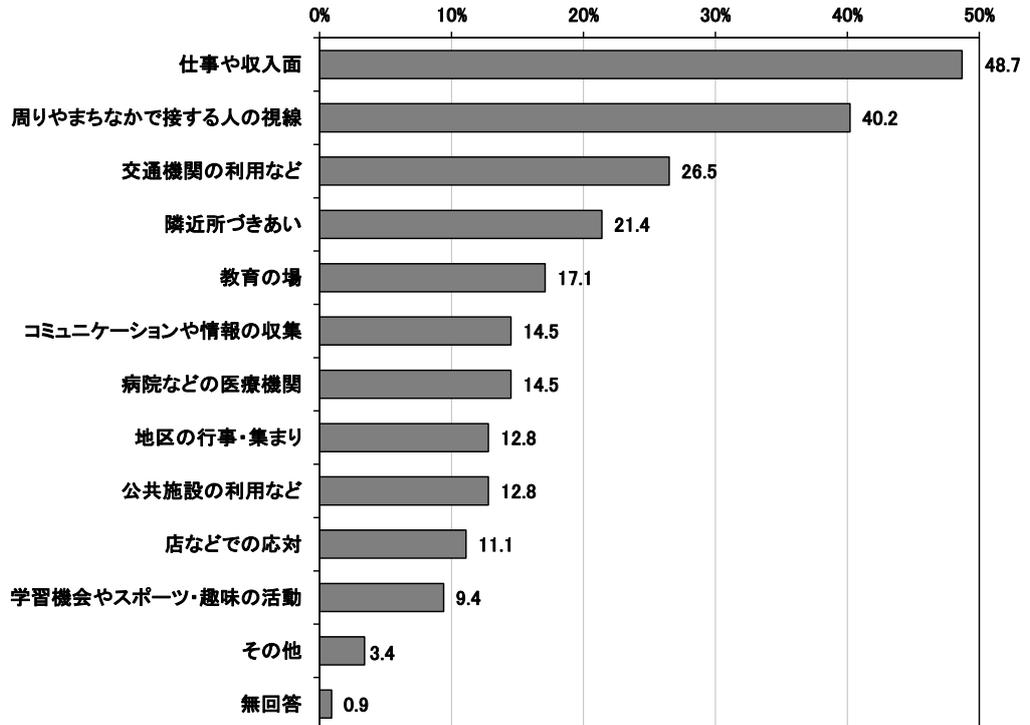
令和2年に実施した調査の同設問では、「障害のある人と接する機会やきっかけがなかったから」と回答した人が53.3%となっており、令和5年では65.8%と12.5ポイント増加しました。この3年間で、コロナ禍により、障害のある人と接する機会等が減少している可能性が考えられます。

障害のある人と接する機会や きっかけがなかったから	令和2年調査	53.3
	令和5年調査	65.8
	差異	12.5

■仕事や収入面に関する差別や偏見が多いと思われています。

差別や偏見がある場面としては、「仕事や収入面」が48.7%と最も多く、次いで「周りやまちなかで接する人の視線」(40.2%)、「交通機関の利用など」(26.5%)となっています。

問 【あなたは、竹原市では障害のある人に対し、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。で「1. あると思う」「2. 少しはあると思う」と回答した方と答えた方】それはどのような場合ですか。(該当するものすべてに○)



(市民対象調査 あると思う方 n=117)

・障害を理由とする差別や偏見があるかについて傾向が変化しています。

令和2年に実施した調査の同設問では、差別や偏見が「ある」と回答した人のうち、どのような場合かについて「周りやまちなかで接する人の視線」と回答した人が53.9%、「仕事や収入面」と回答した人が39.9%となっており、令和5年ではそれぞれ40.2%、48.7%と前者は13.7ポイント減少し、後者は8.8ポイント増加しました。「周りやまちなかで接する人の視線」による差別や偏見は、減少傾向にあります。一方、「仕事や収入面」による差別や偏見は増加傾向にあります。「周りやまちなかで接する人の視線」による差別や偏見の減少は、これまでの施策による市民の意識の向上と考えられます。一方、「仕事や収入面」による差別や偏見に対しては、事業所等に対しての周知や情報提供等の推進が求められます。

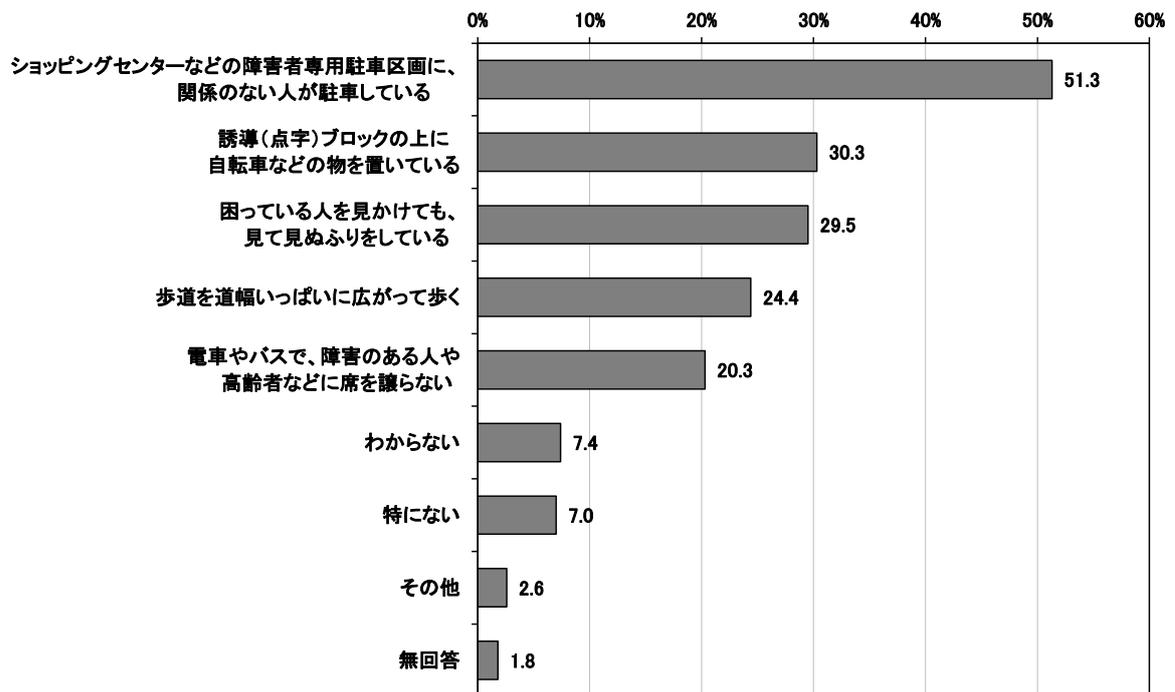
周りやまちなかで接する人の視線	令和2年調査	53.9
	令和5年調査	40.2
	差異	-13.7

仕事や収入面	令和2年調査	39.9
	令和5年調査	48.7
	差異	8.8

■思いやりがないと思う行動では、移動に関する内容が多く挙がっています。

まちで見かける人の行動で、特に思いやりがないと思うこととしては、「ショッピングセンターなどの障害者専用駐車区画に、関係のない人が駐車している」(51.3%)をはじめとして、「誘導(点字)ブロックの上に自転車などの物を置いている」(30.3%)、「困っている人を見かけても、見て見ぬふりをしている」(29.5%)等が多くなっています。引き続き、障害者の理解に向けた情報提供等が必要と考えられます。

問 まちで見かける人の行動で、特に思いやりがないと思うことは何ですか。
(主なもの2つまで○)



(市民対象調査 n=271)

・困っている人を見かけても、見て見ぬふりをしている人が減少傾向にあります。

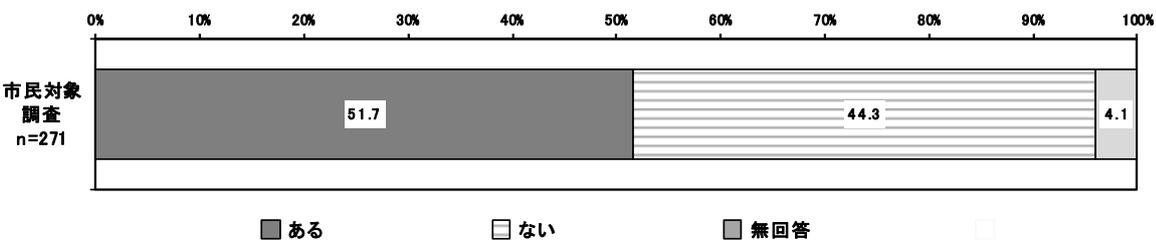
令和2年に実施した調査の同設問では、障害のある人に対して「困っている人を見かけても、見て見ぬふりをしている」と回答した人が41.8%となっており、令和5年では29.5%と12.3ポイント減少しました。これまでの施策等により、市民の障害のある人への意識も変化し、困っている人を見かけても、見て見ぬふりをしている人が減少したと考えられます。

困っている人を見かけても、見て見ぬふりをしている	令和2年調査	41.8
	令和5年調査	29.5
	差異	-12.3

■ 半数以上の人が、障害のある人と気軽に話したり、手助けをした経験があります。

障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたりした経験についてみると、「ある」は51.7%となっています。

問 あなたは、障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたりしたことがありますか。(1つに○)



・障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたりしたことがある人が減少傾向にあります。

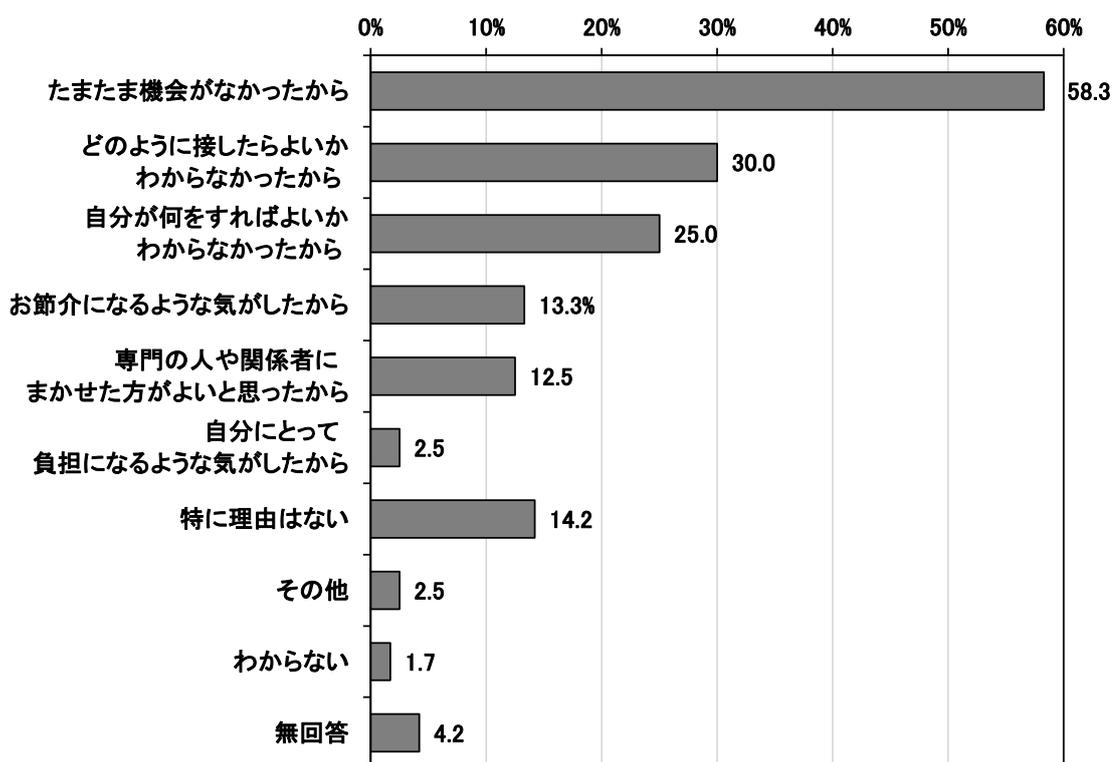
令和2年に実施した調査の同設問では、「ある」と回答した人が68.9%となっており、令和5年では51.7%と17.2ポイント減少しています。実際に障害のある人に話しかけたり、手助けをしたことがある人が減少傾向となっています。

ある	令和2年調査	68.9
	令和5年調査	51.7
	差異	-17.2

■障害がある人と接する機会を増やす取組が望まれます。

障害がある人との会話や手助け経験のない理由としては、「たまたま機会がなかったから」が58.3%と最も多く、次いで「どのように接したらよいかわからなかったから」が30.0%となっています。今後、このような機会を設けたり、接し方に関する情報提供等を行うことで、障害がある人との会話や手助けができる人が増える可能性があると考えられます。

問 【あなたは、障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたりしたことがありますか。で「ない」と答えた方】
 なかったのはどうしてですか。（該当するものすべてに○）



(市民対象調査 ないと答えた方 n=120)

・障害のある人に対して、何をすればよいかわからなかった人が増加傾向にあります。

令和2年に実施した調査の同設問では、「自分が何をすればよいかわからなかったから」と回答した人が14.3%となっており、令和5年では25.0%と10.7ポイント増加しました。障害のある人に対して、何をすればよいかわからなかった人が増加傾向となっています。今後は、障害のある人に対し、どのような場合に、どのようなことができるのか、また確認の方法等を周知する機会や情報提供が求められます。

自分が何をすればよいかわからなかったから	令和2年調査	14.3
	令和5年調査	25.0
	差異	10.7

(1) ヒアリングの概要

市内で障害福祉サービスを提供する事業所、就労支援に関する事業所、認定こども園等の障害児福祉に係る事業所、障害者団体に対してヒアリングシートによる調査（令和5年7月）を行いました。

(2) 事業所ヒアリング結果

①地域で生活することについての課題

家族や地域の障害に対する正しい理解と見守り体制が必要である。

介護者である家族の高齢化が進んでいるため、何かあった時の備えが必要である。また、家族支援のための相談体制、レスパイトケアが必要である。今後は、生活支援サービスも必要になると考えられる。

②精神障害(発達障害)のある人の地域生活

引きこもり防止に向けた関係機関での連携体制及び情報共有、また地域における理解が必要である。また、継続した地域生活にあたっては、医療機関との連携、バックアップ体制が必要である。

また、地域の理解と見守りが重要であるため、地域住民との交流できる場、機会があればさらに理解も進むと考えられる。

③障害のある子供への支援

市内の事業所の数や地域での支援の選択肢が少ないため、受け入れできないケースが出てきている。医療機関を含む療育支援体制の強化が必要である。家庭での子育てに係る保護者の負担への支援や虐待防止の視点も必要である。また、家庭の状況も複雑になってきており、専門的な関連機関との連携が必要である。

④高次脳機能障害、強度行動障害、医療的ケア児等の受け入れについて

職員の障害特性の理解や専門性が求められる。人材が不足する状況で、相談支援専門員の確保が進まないため、報酬減算になる。施設内のスペースや構造上の整備が必要である。

(3) 就労支援機関ヒアリング結果

就労支援や雇用促進における課題は、事業主や従業員の理解、外部機関の支援が必要である。それに加え、就職先に定着するためには、障害状況に応じた作業内容・作業手順の改善や指導的役割の従業員の配置が重要である。

(4) 子育て関係機関・関係団体ヒアリング結果

発達障害等の早期発見、早期療育を受けられる体制整備が必要である。

保育士、学校の先生、介助員等の障害のある児童に関わる支援者が研修を受けるなど適切な支援が行えることが重要である。

ライフステージを移行するときの、保護者、こども園、学校、医療機関、事業所等の連携が重要である。

保護者や、こども園等の支援者がカウンセリングを受ける等、専門の方に定期的に相談できる体制、また保護者同士がつながる場や機会があればよい。

地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるためには、地域への情報提供や理解促進に向けた取組が求められる。

竹原市第7期障害福祉計画

竹原市第3期障害児福祉計画

策 定:令和6年3月

編集・発行:広島県竹原市 市民福祉部 健康福祉課

〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号

TEL:(0846)22-7743

FAX:(0846)23-0140



「かぐやパンダ」は竹原市の「障害のある人の相談窓口」を周知するためのマスコットキャラクターとして、平成 19 年に誕生しました。右手には商売繁盛の縁起物である笹、左手には人々を応援するための扇子。まわりの人を幸せにする力をもった、元気なキャラクターです。